

543.3  
1659

543.3-K159ウ  
1200500746168



始



543.3  
K159

お断り

本沿革史は當會社が、解散して清算事務終了後、間もなく稿を了し、引續き印刷製本の上呈送する豫定でありましたが、時節柄製本材料の入手難や、印刷所の手不足等のため、意外の遅延を來し、最近漸く納本を受けまして、今日となりては些か氣抜けのした觀があります。又其の内容につきても、時局柄防諜上檢閲當局の御注意もあり、開發したる河川の名稱、發變電所名、電壓、數字等に對し伏字を以て表しましたので、中には部分的に觀るご文意を解讀し兼ねる箇所もあると思ひます、例へば水利地点の説明、發電所の建設等の項につき現地を御承知なき讀者諸君には、其の文意徹底せざるやに思ひますが、前述の次第で己むを得ざるごご、御諒察下さいまして、只當會社存立當時の概貌を知るに足る參考資料の一として、御高覽下されば幸甚の至りであります。

編纂委員 石川 榮次郎

543.3  
KE59



木曾孝電株式會社沿革史



利穿金石  
功清天下

稻江書



增田次郎氏題字



望遠ノ嶽ヶ駒曾木

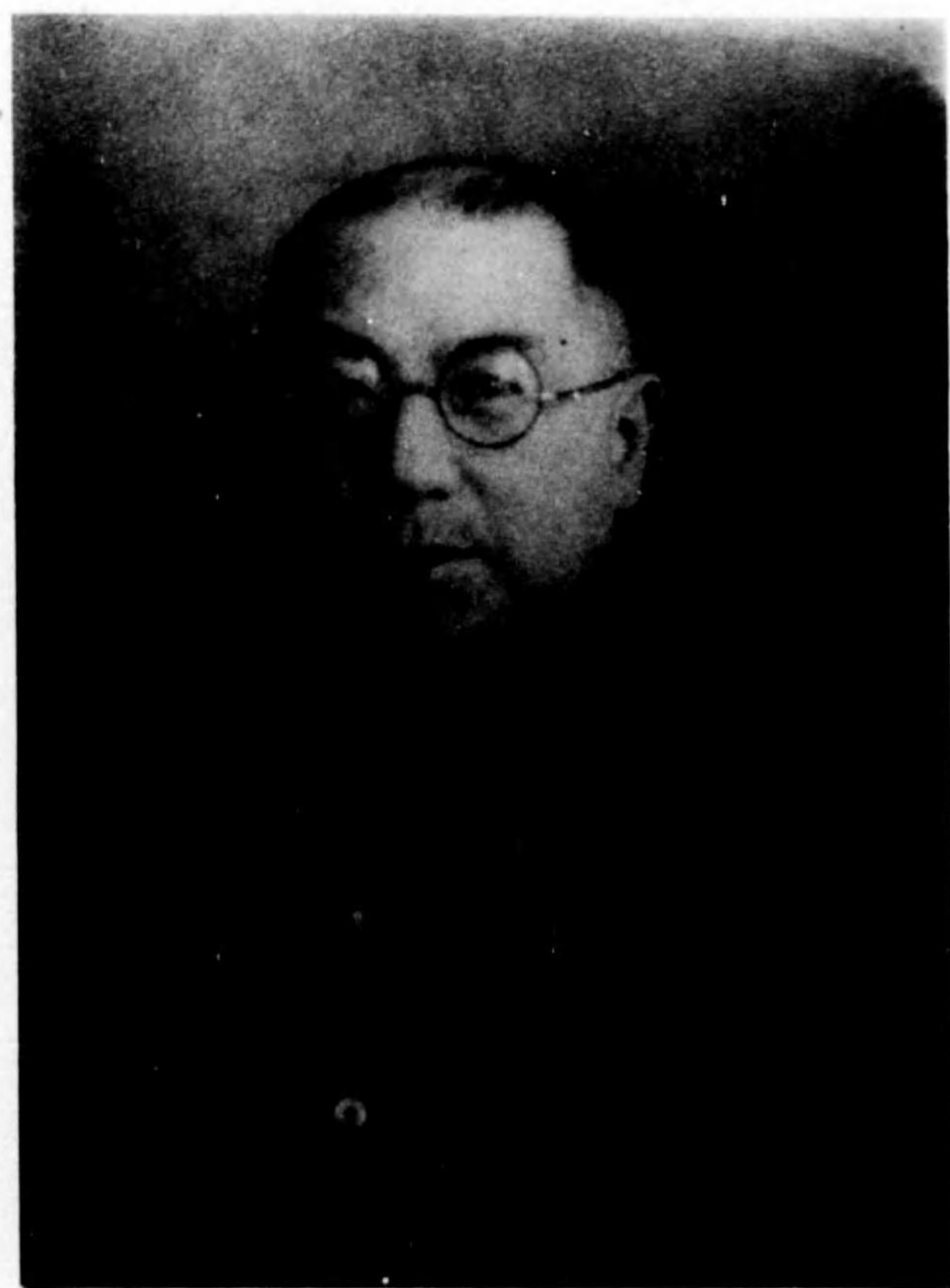
(源水ノ川那伊)



長社役締取  
式武直藤齋故



長 社 役 員 取  
氏 郎 次 田 增



長社役繪取  
氏 雄 幸 田 岸





役 締 取 務 常  
氏 郎 三 藤 五



役 締 取  
氏 郎 次 榮 川 石



取 締 役  
藤 波 收 氏



取 締 役  
正 野 潔 氏



取 締 役  
横 山 多 賀 治 氏



監 査 役  
續 木 篤 次 郎 氏



監督 查 役  
嶺 岸 牧 藏 氏



監督 查 役  
野 呂 靜 氏



取締役  
山田清吉氏



取締役  
宮崎彌作氏



取 締 役  
師 尾 誠 治 氏



監 査 役  
平 野 美 太 郎 氏



監督 役  
秋谷謙太郎氏



取締役 役  
近藤賢二氏



取 締 役  
原 田 駒 之 助 氏



監 査 役  
谷 野 治 越 氏





取 締 役  
關 龍 一 氏



取 締 役  
森 壽 五 郎 氏



監督 野口寅之助氏



監督 白石勝彦氏



相 談 役  
村 末 一 氏



相 談 役  
近 藤 茂 氏



問 顧  
氏 助 之 慎 村 有



997  
65

## 序

木曾發電株式會社は、昭和三年創立以來、銳意其の使命とする、木曾川支流水系の有利なる水力發電地點開發に努力して來たが、電力國家管理の擴充強化により、昭和十六年十月、其の全電力設備を日本發送電株式會社に出資して、當會社は解散するこゝになり、創立以來十有三年の歴史に、終止符を附したのである。

其の事業の規模や存立の年數より云へば、我國電氣事業界の驥尾に附するもので、毫も誇負する所は無いが、それにしても聊かながら、電氣事業を通して地方産業の發展に貢献し、延ては國運伸張の一端に寄與し得たこと云ひ得るのであらう。

いま茲に關係者の追憶の資料ごもし、又電氣事業界の傍録ごもならば幸ご考へて、此のさゝやかなる沿革史を編纂したのであるが、此の機會に於て、國運の興隆と大東亞戰爭の完遂完勝を衷心より祈念し、併せて歴代役員、並に職

員諸彦の協同一致、以て當會社の社業振興に竭くされた努力に對して、深甚なる感謝の意を表する次第である。

昭和十八年一月

岸田幸雄

# 木曾發電株式會社沿革史

## 目次

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 第一編 | 木曾發電株式會社の創立    | 一  |
| 第一章 | 總說             | 一  |
| 第二章 | 創業             | 六  |
| 第二編 | 木曾發電株式會社の業績と陣容 | 三  |
| 第一章 | 合併             | 三  |
| 第二章 | 水利地點と建設        | 四  |
| 第三章 | 電燈、電力供給事業の讓渡   | 六  |
| 第四章 | 營業             | 九  |
| 第五章 | 計理             | 九  |
| 第六章 | 役員             | 一〇 |

第三編 國策に順應 ..... 二九

第一章 電力設備の出資 ..... 二九

第二章 解 散 ..... 一四一

第三章 清算事務開始 ..... 一四一

第四章 清算終了 ..... 一五七

附 録

木曾發電株式會社沿革史年譜 ..... 一六一

以 上

# 木曾發電株式會社沿革史

## 第一篇 木曾發電株式會社の創立

### 第一章 總 說



大同電力株式會社の創設者、故福澤桃介翁が、一河川一會社主義の社是を確立して、其の電源開發の根據を木曾川に着目してより、大同電力會社の當局者は、代々此の主義を嚴守し、孜孜として計畫實行に努めた。大正八年十一月長野縣下〇〇發電所を建設したるを皮切りとして同縣下に〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の大發電所を逐次建設し、昭和三年頃には、同河川中流の大部分は開發せられ、大同電力の殷盛時代を實現するに至つた。

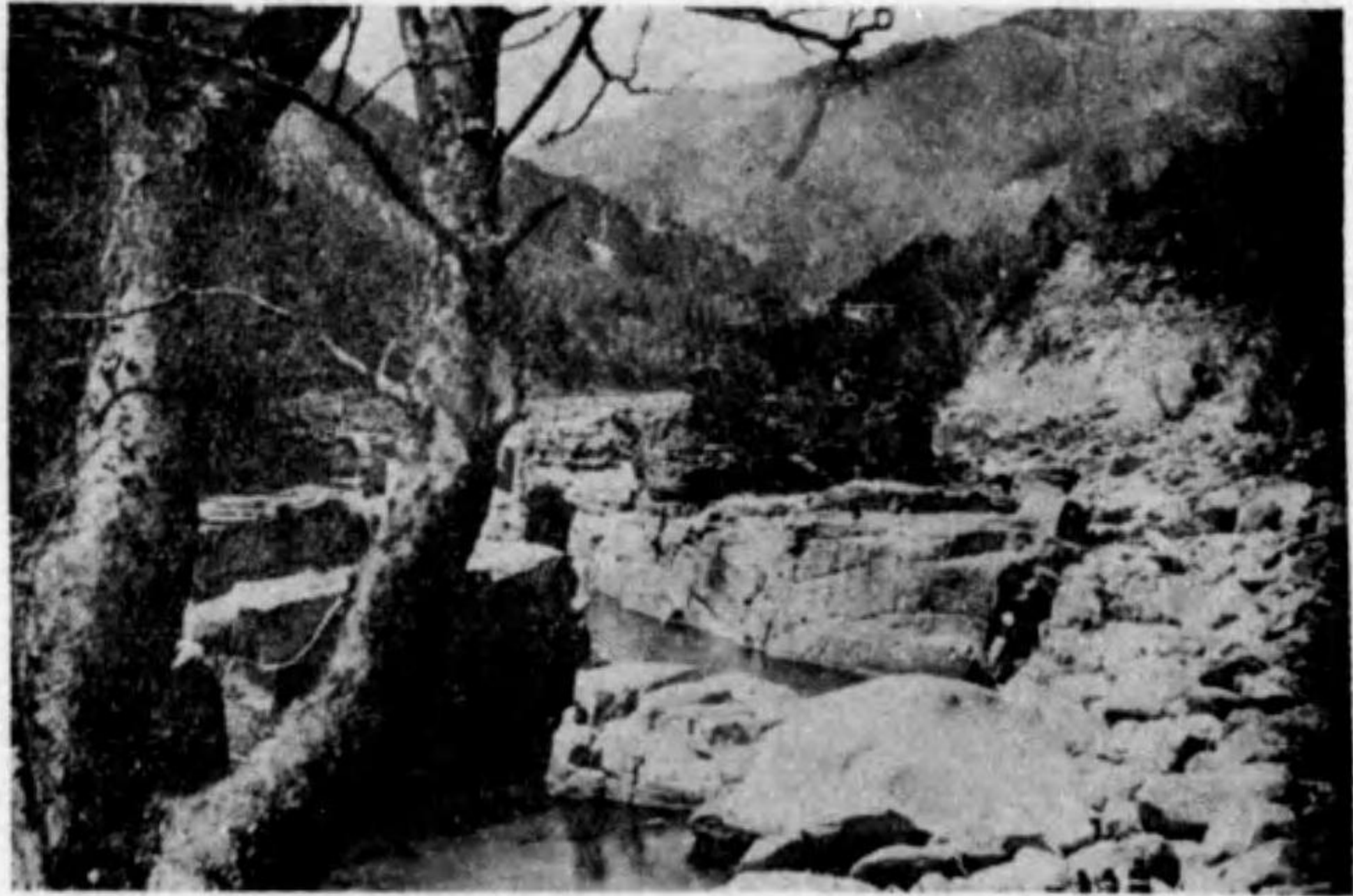
自然發生電力を、消費地に輸送する送電線路は、木曾川に沿ひ、數條建設せられて居る。其れ故附近に電源さへあれば、其れが小規模なる發電所であつて

も、之等の送電線に連結せしむることにより、極めて容易に且つ経済的に、消費地へ輸送することが出来る、又木曾川の上流に於ける支流の多くは、千古斧鉞を入れざる、御料林地域を源として居る關係上、水量は頗る豊富且つ地勢の關係で、河床頗る急峻なるにより、本流の如き大発電所は出来ないが、小規模なる優秀水利地點は各所に得られ、極めて有利に発電をなすことが出来る。

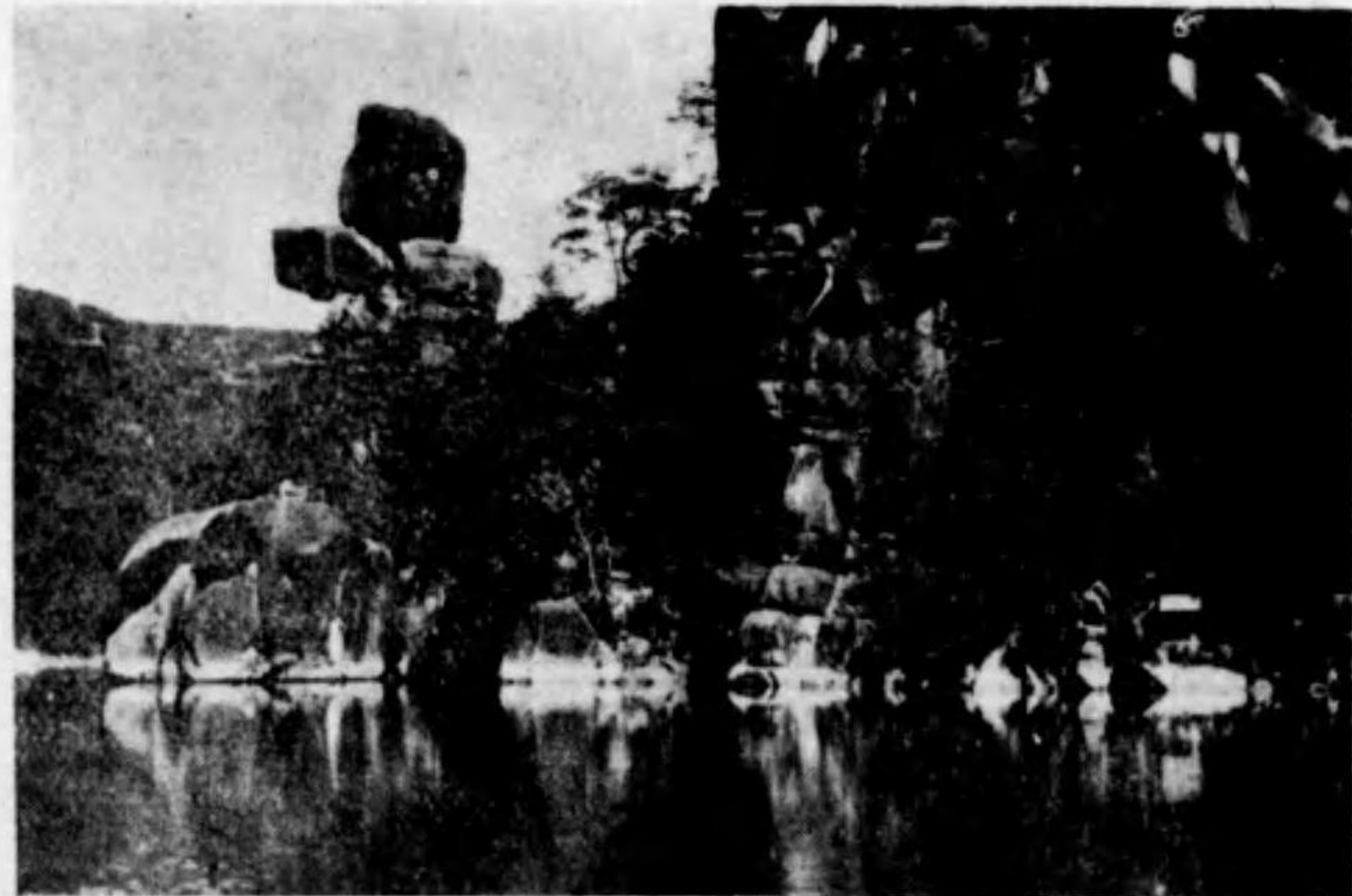
大同電力會社は上述の如く、本流の大半を開發したつたので、此の有利なる支流の開發を目論むに至り、之れを實施するのに、諸支流を地域的に區分して別會社を創り之れに當らしむることにした。

當會社も、此の目的で出來た會社の一つであつて、最初は伊那川電力株式會社と云ふ商號を以て設立したが、別に大同電力會社が、同目的で設立してあつた、傍系信美電力株式會社を、昭和七年四月に合併して、商號を木曾發電株式會社と改稱したのであつた。

爾來大同電力會社の分身會社として、營業を繼續して來たのであるが、昭和



木曾川勝景 寢覺ノ床



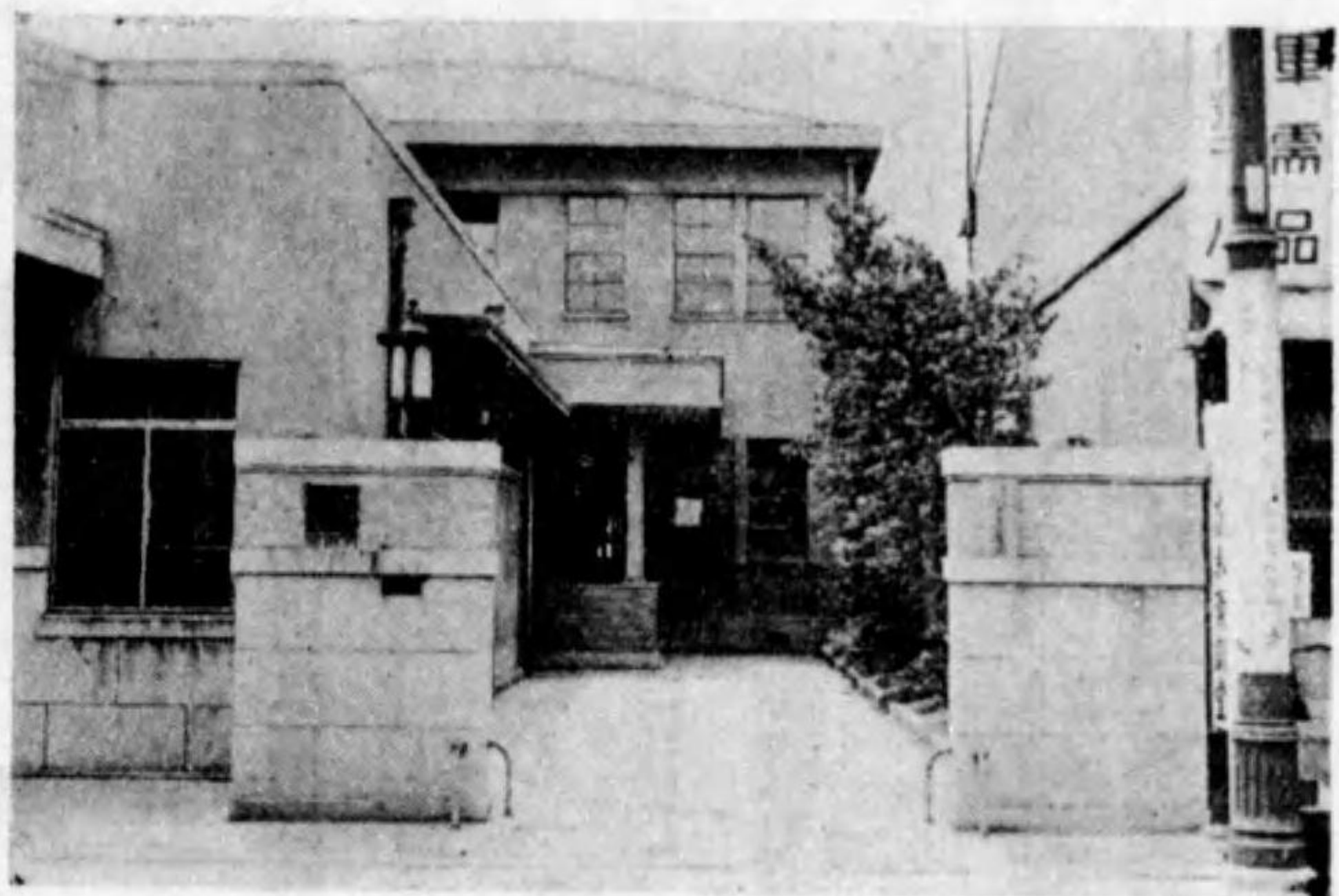
全品ノ字岩 (木曾川知付合流点附近)



十三年四月、電力國家管理法が公布せられ、大同電力會社の全資産は、日本發送電株式會社へ強制出資、又は任意買収等の方法により移讓せらるゝに及び、同會社の所有せる當會社株式は、日本發送電株式會社の所有に移り、以後當會社は、日本發送電會社の關係會社となつたのである。

昭和十六年に至り、電力事業の統制は更に強化せられ、電力國家管理法の發動により、全國的に一般電氣事業者の電力設備を、日本發送電會社へ出資をなすべき、所謂第一次出資命令が降りたる際、當會社も下命會社の一つで有つたので、同年十月一日、所有の全電力設備を、日本發送電會社へ繼承した。

其の結果當會社は、營業を繼續することが不可能となつたので、同日付を以て解散をなし、清算に移つた。爾來資産負債の整理をなし、株主へ逐次殘餘財産の分配をなし、整理も滞りなく了つたので、昭和十七年八月八日、清算結了の株主總會を開催して、満場一致之れが承認を得、茲に當會社十有三年の、歴史を閉づるに至つたのである。



社 本  
(社會式株電發會木)

## 第二章 創 業

(六)

### 一、創 立

木曾川各支流中にも、伊那川水系は發電水力として特に優秀なるもので、當時樺太工業株式會社が、此の川にて田光、橋場の兩水力を利用して、製紙工場を經營して居り、且つ其の上流にも一ヶ地點水利使用の出願をして居つた。此の出願地點こそ後に第三發電所として、當會社が開發したるものであるが河川の勾配約〇分の一、急湍飛瀑の連続であつて、實に水利地點として垂涎措く能はざるものであつた。

木曾川筋各支流は、大同電力株式會社名、又は傍系會社名にて其の水利出願を出したのであつたが、同一地元で事業を經營して居る者同志が、競願争ひをするのは香しからざることゝして、當伊那川のみは其の優越を熟知しつゝも、樺太工業會社に遠慮して出願を見合せて居つた。

然るに昭和二年の夏、當時大同電力會社の、土木課長であつた石川榮次郎氏は、樺太工業株式會社が、伊那川の工場を閉鎖して、同會社が伊那川筋に於て經營してゐる、水力設備及び地元大桑村一圓の、電燈供給事業を讓渡する方針なることを聞き、伊那川の優秀なることは豫て同氏は熟知してゐたので、早速買収に關する調査を進むる一方、前記第三水利地點其他上流數個地點につき第三者の競願出現を憂慮し、大同電力會社名を以て、急速に水利使用の出願をしたのであつた。

斯くて石川氏は買収後、別會社として經營するにつき其の買収價格、發電會社としての設備變更、及び伊那川筋數ヶ地點の新規發電所の建設計畫等を樹て、傍系會社が大同電力會社へ供給せる、電力料金と同等の電力價格にて賣電し得るものこそせば、充分なる經營費及銷却を見込むも裕に一割五分以上の配當可能なる結論に達し、大同電力會社の幹部に、別會社を創立する事として買収方を進言したところ、容易に了解を得るに至らず、更に精細なる調書を作成し、

(七)

其の有利なることを極力慫慂せる結果、種々條件を加附せられ、一割配當可能のもとに、逆算したる電力値に引き下げ供給する事として、其の間約一ケ年の日子を費やし、大同電力會社の同意を得るに至つた。

於是、樺太工業會社の諸設備買収交渉を具體的に進むる事となり、主として村瀬末一氏、有村愼之助氏、石川榮次郎氏等が、樺太工業會社の副社長田中榮八郎氏、常務取締役鈴木實氏、及び囑託田邊文之助氏等と折衝し、其の間種々波瀾はあつたが、大體に於て順調に進行し、兩者間の讓渡の了解が成立したのであつた。

大同電力會社は、石川氏の進言に従ひ傍系會社を設立して、讓受諸設備並に伊那川筋の未開發地點の開發經營をなさしむることとなり、石川氏に大同電力會社の土木工事の傍ら、兼務して其の衝に當たることを慫慂したのであつたが、同氏は職務多忙のため經營全部を引き受くる事を辭退し、時偶々大同電力會社の傍系尾三電力會社が、大同電力會社へ併合せられ、従事員一同が閑散な

る時であつたので、其のメンバーに經營を依囑するの最適なる旨石川氏の進言もあつて、齋藤直武氏が主宰者となり、五藤三郎氏を支配人として經營の任に當らしむる事とし、石川氏は主として建設部門を専念擔當することとして、新會社を創立することゝなつた。

是れ即ち當會社の創始であつて、商號を伊那川電力株式會社とし、左の發起人が選任せられ、資本金貳百萬圓第一回株金の拂込は四分の一拂込とし、株式は緣故募集に依り大同電力會社の役員緣故者、並に社員の一部にも割當て持たしむることとした。

#### 伊那川電力株式會社發起人

(發起人總代)

村 瀬 末 一 齋 藤 直 武

木 村 森 藏 藤 波 收

有 村 愼 之 助 石 川 榮 次 郎

秋 谷 謙 太 郎

左記は當時株式募集の際發行したものである。

### 設立趣意書

今般樺太工業株式會社が長野縣西筑摩郡大桑村ニ於テ經營セル木曾工場ヲ閉鎖スルニ當リ同工場ニ屬スル木曾川支流伊那川ニ於ケル水力發電所及水力設備並電氣供給事業ヲ大同電力株式會社ニ於テ買受クルコトノ契約成立シタル處同事業ヲ大同電力株式會社ノ從來ノ事業ト分離シテ別箇ニ經營スル爲茲ニ同社後援ノ下ニ新會社ヲ創立セムトス。

本事業ハ現在既設第二發電所（出力〇、〇〇〇『キロワット』）、第一水力設備（現在發電ヲ爲サス水力ノ儘製紙事業ノ動力ニ使用セルモノ）、長野縣西筑摩郡大桑村ニ於ケル電燈供給事業、其ノ他附屬設備ヲ大同電力株式會社ニ代リ新會社ニ於テ之ヲ譲リ受ケ差當リ第二發電所發生電力受電設備並ニ第一水力ニ對スル電氣工事ヲ急速ニ施行シ（第一發電所出力〇、〇〇〇『キロワット』）爾後豫テ大同電力株式會社ニ於テ出願中ニ係ル伊那川上流數ヶ地點ノ水力ヲ繼承シ順次開發セムトスルモノニシテ全部完成ノ上ハ發電力約〇〇『キロワット』以上ニ對シ別箇ノ事業トシテ相當利益ヲ擧ゲ得ヘキ確信アリ之レ本會社ヲ創立セムトスル所以ナリ

發起人總代 村 瀨 末 一

### 二、定 款

當會社は設立に際し、其の趣意目的とせる電力の發生及び電燈電力の供給事業に終始一貫專念し、營業並に經營方針に於ても變化がなかつたので、定款の内容に大なる改正はなかつた。唯信美電力株式會社を合併したる結果、之に伴ふ資本金の増加及び會社の商號變更に關する變更を行つた外、株主總會の取扱ひ其の他の件にて二、三の變更があつたのに過ぎなかつた。解散直前の定款は左の如くである。

#### 第壹款 總 則

- 第 壹 條 當會社ハ木曾發電株式會社ト稱ス
- 第 貳 條 當會社ノ營業目的ハ電力ノ發生及電力電燈ノ供給並之ニ關聯スル事業トス
- 必要ニ應ジ前項ノ事業ヲ他ト共同經營シ又ハ之ニ投資シ若ハ前項ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其ノ發起人トナルコトヲ得

第參條 當會社ノ資本總額ハ金參百貳拾萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ名古屋市ニ置ク

便宜ノ地ニ營業所又ハ出張所ヲ置クコトヲ得

第五條 當會社ノ公告ハ名古屋市ニ於テ發行スル新聞紙新愛知ヲ以テ之ヲ爲ス

第貳款 株式

第六條 株式ノ總數ヲ六萬四千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 株式ハ記名式トシ株券ハ壹株券、拾株券、百株券ノ參種トス

第八條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘテ提出スルコトヲ要ス但株式讓渡ノ場合ヲ除クノ外其ノ事由ヲ證明スルニ足ルベキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス株式ノ質權設定若クハ移轉ノ登錄又ハ其ノ抹消ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘテ提出スルコトヲ要ス名義書換、質權設定若クハ移轉ノ登錄又ハ其ノ抹消ノ手数料ハ株券壹枚ニ付金五錢トス

第九條 株券ノ損傷又ハ分合ノ爲メ新株券トノ引換ヲ請求スル者ハ其ノ株券及其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第十條 株券喪失ノ爲新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ除權判決ノ正本又ハ謄本及其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス、引換又ハ交付ノ手数料ハ新株券壹枚ニ付金五拾錢トス

第十條 株主、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ其ノ氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同ジ、但シ外國人ハ自署ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得  
外國ニ居住スル株主、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ日本國內ニ假住所ヲ設ケ又ハ日本國內ニ居住スル代理人ヲ定メテ届出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十條 第壹項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス  
第十條 毎決算期末日ノ翌日ヨリ其ノ決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日ニ至ル迄株式名義ノ書換ヲ停止ス必要アルトキハ公告ヲ以テ一定ノ期間株式ノ名義書換ヲ停止ス

第十條 前貳項ノ規定ハ質權ノ設定若クハ移轉ノ登錄及其ノ抹消ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十條 株金ノ第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ貳回以後ノ拂込金額及期間

ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム、期限ニ株金ノ拂込ヲ爲サ、ル者ハ其ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フコトヲ要シ尙遲滞ノ爲損害アリタルトキハ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

第參款 株主總會

第拾參條 株主總會ハ毎年五月及拾壹月ノ兩度ニ之ヲ招集ス

第拾四條 株主ハ當會社株主ヲ代理人トシテ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

第拾五條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ズ

社長事故アルトキハ常務取締役之ニ代ル社長及常務取締役ニ事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル社長、常務取締役、取締役共ニ事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第拾六條 株主總會ノ議決ニ付可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第拾七條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延長スルコトヲ得

第拾八條 株主總會ノ議事ハ其ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ議事録ニ記載シ之ニ議長並ニ

出席シタル取締役及監査役記名捺印スルモノトス

第四款 役員

第拾九條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 九名以内

監査役 參名以内

取締役ハ社長及常務取締役各壹名ヲ互選ス

第貳拾條 取締役及監査役ハ當會社株式壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第貳拾壹條 取締役ノ任期ハ就任後第六回目監査役ノ任期ハ就任後第四回目ノ定時株主總會終結ノ時ヲ以テ終了ス

第貳拾貳條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ズルモ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラザルトキハ其ノ補缺選舉ヲ爲サザルコトヲ得

補缺當選者ノ任期ハ當該前任取締役又ハ監査役ノ殘任期ニ同ジ  
第貳拾參條 取締役ハ在任中自己所有ノ當會社株式壹百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス前項ノ株式ハ取締役退任スルモ在任中ニ於ケル最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會ニ於テ決算書類ノ承認ヲ經タル後ニ非ザレバ之ヲ還附セザルモノトス

第貳拾四條 株主總會ニ於テ會社ヲ代表スベキ取締役貳名以内ヲ選舉ス

第貳拾五條 取締役ハ取締役會ヲ組織シ社務ニ關スル重要事項ヲ議決ス

取締役會ハ社長之ヲ統理ス社長事故アルトキハ常務取締役之ニ代リ社長、常務取締役共ニ事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代リ其ノ職務ヲ行フ

第貳拾六條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第貳拾七條 當會社ハ必要ニ應ジ相談役及顧問ヲ置クコトヲ得

其ノ推薦及報酬ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第五款 計 算

第貳拾八條 當會社ノ決算ハ毎年四月末日及拾月末日ヲ以テ之ヲ爲ス

第貳拾九條 決算ニ於ケル純益金ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ處分ス但シ特別準備金ヲ積立テ又

ハ後期繰越ヲ爲スコトヲ妨ゲス

一、法定準備金 百分ノ五以上

二、役員賞與金 百分ノ拾以内

三、株主配當金

第參拾條 株主配當金ハ毎決算期末現在ノ株主又ハ登録シタル質權者ニ之ヲ配當ス

株主又ハ登録シタル質權者ガ其ノ配當金ノ請求ヲ爲サズシテ支拂開始ノ日ヨリ滿參年ヲ經過シタルトキハ其ノ配當金ハ當會社ノ所得トス

附 則

第參拾壹條 當會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ノ全部ヲ日本發送電株式會社法ノ規定ニ依

リ日本發送電株式會社ニ出資スルト同時ニ解散スルモノトス

第參拾貳條 當會社ノ清算人ハ其ノ互選ヲ以テ會社ヲ代表スベキ清算人ヲ定ムルコトヲ得

三、創 立 總 會

斯くて昭和三年十一月十九日、大阪市東區高麗橋三丁目一番地、大同電力株式會社大阪支店內に於て創立總會を開催、發起人總代村瀨末一氏司會の下に

當會社創立ニ關スル事項報告ノ件

商法第百參拾四條ニ依ル調査報告ノ件

當會社ノ取締役ハ當會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他會社ノ取締役トナルコトヲ得ルノ件

許可命令條項遵守決議ノ件

の諸議案を附議、いづれも満場異議なく原案を承認可決し、續いて

(二八)

取締役及監査役選任ノ件

會社ヲ代表スベキ取締役選任ノ件

を附議

取締役ニ 齊藤直武 藤波 收 横山多賀治

石川榮次郎 正野 潔 五藤三郎

監査役ニ 續木篤次郎 嶺岸收藏 野呂 靜

代表取締役ニ 齊藤直武

の諸氏選任せられ續いて取締役會に於て

相談役ニ 村瀬末一 近藤 茂

顧問ニ 有村愼之助

の諸氏を推薦し、支配人に五藤三郎氏を任命したのであつた。尙職員には既述の通り、尾三電力會社の就業員の多くが入社従事することになり、又建設工事

施行に當つては、石川榮次郎氏主宰となり人物經濟上主として、大同電力會社又は傍系信美電力株式會社の技術員を、當會社の囑託として派遣を受け處理することにした。即ち尾三電力會社より五藤三郎、桑名安之助、宮川茂、堀口篤、田村祐悅、其の他の諸氏が採用せられ、信美電力株式會社より駒村正太郎其の他の諸氏、又新に小林仁平、鈴木鎮雄、梶田千秋、田中鍵市、其の他の諸氏が職員又は囑託として入社就業し、茲に役員、就業員共全く陣容整ひ、伊那川電力株式會社は營業の第一歩へと發足したのであつた。

#### 四、發電所、電燈供給事業の讓受

大同電力株式會社と樺太工業株式社間に、發電所其の他設備の讓受交渉が成立したことは、前回に述べた處であるが、當時當會社は未だ創立前であつたので、讓渡契約は昭和三年六月二十六日、前記兩會社間に締結せられ、其の條項中の一項に、大同電力會社が讓受くる事業、及び財産を別會社をして經營せしむる場合は、直接別會社へ讓渡することが規約せられてあつたので、之に依り



當會社は樺太工業會社より、直接引渡しを受けたのであつたが、讓受事業及財産は左の如くで、其の讓受價格は金壹百拾七萬五千圓でつた。

讓受事業及財産

第二發電設備（出力〇〇〇〇キロワット）

水路、水壓鐵管路、發電所設置用地、水車發電機 一式

第一水力設備

水路ヨリ水壓鐵管路迄及發電所設置用地

〇〇電設備（〇〇〇キロワット）

第一、第二發電所間送電線路 一式

輕便軌道（第一林道） 千四百五十間

同（第二林道） 千三百二十間

配電線路 大桑村内配電線路 一式

電燈・電力需用家屋内設備 取付燈數 三千六百五十五燈

右諸設備中第二發電所の發生電力は、樺太工業會社經營當時より大同電力

會社へ供給して居つたので、當會社へ權利の移るゝ同時に、從來通り大同電力へ供給し、電燈供給事業も亦従前の供給規定の儘繼承して、昭和三年十二月より當會社の經營に移つたのであつた。

第一水力設備は、前所有會社は之を電力化せず、單に木樋水路の水車原動力として使用して居つたので、此の設備については堰堤、水路、水壓鐵管等につき大部分の改造新設を施し、新に發電所を設置することにしたが、之については更に詳記することにする。

上述の如く當會社は、既營業中の諸設備を其の儘繼承して新會社を設立したのであるから、創立當初より相當の収益を擧ぐるゝことが可能で、當初の事業年度より壹割配當をなし得たのであつたが、蓋し發電所の建設を主目的となす電氣會社には類例の少ないことである。

契約書

樺太工業株式會社（以下甲ト稱ス）ト大同電力株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間ニ事業及財産ノ賣買

契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第壹條 甲ハ甲ノ經營セル長野縣西筑摩郡大桑村ニ於ケル電力電燈供給事業全部及別表ニ記載ノ既設第二發電所(出力最大〇〇「キロワット」)第一水力設備及附屬豫備發電所、送電線路、變電所、配電線路、引込線、需用家屋内設備、其他運轉保守營業並建設工事ニ要スル建物、地所、諸材料、木曾工場ヨリ第二發電所取水口ニ至ル輕便軌道及以上ニ對スル附帶設備物件一切ノ財産ヲ代金壹百拾七萬五千圓也ヲ以テ乙ニ讓渡シ乙ハ之ヲ讓受クルモノトス

第貳條 前條ノ代金ハ第四條ニ依リ順次乙ニ於テ其ノ金額ニ相當スル乙名義ノ年六朱利付手形ヲ發行シテ甲ニ交付スルモノトシ最初交付ノ日ヨリ五箇年間書換繼續スルモノトス但シ手形ノ期限ハ甲乙諒解ノ下ニ六拾日又ハ九拾日トシ發行日ノ利子ヲ附セズ

乙ガ將來社債ヲ發行スル場合乙ハ前項ノ手形ニ代ヘ甲ニ對シ該社債ノ引受ヲ爲サシムルモノトス此場合ニ於テ手形ト社債トノ利息ノ比率ハ甲乙協議決定スルモノトス

第參條 甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ノ引渡日ハ之ニ關スル官廳ノ許可及認可ヲ得タル後甲乙協議ノ上決定スルモノトス

第四條 甲ヨリ乙ニ讓渡スヘキ事業及財産ノ代金壹百拾七萬五千圓也ハ左記各號ニ依リ乙ヨリ甲ニ支拂ヲ爲スモノトス

一、事業及財産一切(第貳號ニ屬スル財産ヲ含ム)引渡完了ト同時ニ代金支拂フヘキ分

(イ)第二發電所出力中〇〇「キロワット」及附帶物件一切分金四拾萬圓也

(ロ)送電線路及變電所並附帶物件一切分金七萬圓也

(ハ)電燈電力供給事業及設備並附帶物件一切分金拾萬五千圓也本號ノ代金ハ引渡完了ノ日ヨリ拾日以内ニ第貳條所定ノ方法ニ依リ支拂フ(手形ノ利子ハ引渡完了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ附ス)モノトス

二、乙ノ第二發電所發生電力受電設備工事及第一水力設備ニ對スル發電工事完成後代金支拂フヘキ分

(イ)第二發電所出力中殘〇〇「キロワット」及附帶物件一切分金四拾萬圓也

(ロ)第一水力設備及附屬豫備發電所並附帶物件一切分金貳拾萬圓也

(イ)及(ロ)各夫々ノ工事完成使用認可ヲ得タル日ヨリ拾日以内ニ第貳條所定ノ方法ニ依リ支拂フ(手形ノ利子ハ使用認可ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ附ス)モノトス

電燈有料燈數ハ甲ノ木曾工場閉鎖完了ノ日ヨリ起算シ壹ケ年目ニ甲乙立會ノ上調

查シ其拾燭換算定時燈數ガ參千五百燈ヨリ増減アルトキハ増減燈數ニ應ジ一燈ニ付金參拾圓也ノ割合ヲ以テ第壹條ノ代金壹百拾七萬五千圓也ヨリ増減精算スルモノトス但シ不定時燈(養蠶燈ノ如キモノ)アルトキハ其取付燈數(拾燭換算ニ依ラズ)貳燈ヲ以テ定時燈壹燈ト看做シ本文ノ燈數ニ計入ス

第五條 甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ハ其效用ニ從ヒ使用收益シ得ベキ状態ニ於テ引渡スコトヲ要ス

甲ノ使用人中乙ノ事業上必要ト認ムルモノノ引繼ニ關シテハ引渡完了迄ノ間ニ甲乙協議ノ上決定スルモノトス

第六條 甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ニシテ引渡完了前ニ滅失毀損又ハ減少シタルモノアルトキハ天災又ハ不可抗力ニ因ルト否トニ拘ラズ甲乙協議ノ上其損害程度ヲ査定シ第壹條ノ賣買代金ヨリ控除スルモノトス

第七條 甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ニ對シ引渡完了當日迄ニ生ジタル事業上ノ損益ハ總テ甲ニ歸屬スルモノトシ其前後ニ跨ル收支ハ引渡完了當日ヲ以テ之ヲ區分スルモノトス

第八條 甲ヨリ乙ニ讓渡スル事業及財産ニ關スル諸契約ハ別紙添付表ニ掲グルモノニ限リ乙ニ於テ承繼シ萬一事業及財産引渡後他ニ乙ノ負擔トナルベキ義務契約アルコトヲ發見シタルトキ

ハ甲ハ乙ニ代リ其義務ヲ履行スベキモノトス

甲ハ本契約締結後引渡完了ノ日迄ニ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ニ關シ諸契約ヲ締結シ又ハ其増減異動ヲ爲サムトスルトキ若クハ官公署ニ對スル諸願届手續等ヲ爲サムトスルトキハ豫メ乙ノ同意ヲ求ムルモノトス

第九條 甲ハ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ニ付テハ本契約締結後引渡完了ニ至ル迄引續キ最善ノ注意ヲ以テ従前ノ通業務ノ進捗ニ努メ其保存、管理、修補其ノ他必要又ハ有益ナル行爲ヲ爲スモノトス但シ甲ノ使用收益ニ屬スル期間ニ於ケル保存、管理、修補等ニ要スル費用ハ甲ノ負擔トス

第十條 乙ハ本契約締結後引渡完了ニ至ル迄甲ヨリ讓受クベキ事業及財産ニ關シ何時ニテモ其帳簿書類及業務ヲ監査シ並財産ノ調査ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第十壹條 甲ハ伊那川本流及同支流ニ於テ甲ヨリ出願中ノ各河水使用願書ヲ本契約締結ト同時ニ無償ニテ取下ノ手續ヲ爲スモノトス

第十貳條 大正拾參年拾月壹日附甲乙間電力輸送並需給契約ハ昭和參年六月參拾日迄有効期間ヲ延長シ同日限リ其效力ヲ失フモノトス

昭和參年七月壹日ヨリ翌年參月參拾壹日迄ノ滿九ヶ月間甲ハ甲ノ〇〇工場ニ於テ乙ノ電力

八百「キロワット」ヲ需用シ乙ハ之ヲ供給スルモノトシ（需給地點ハ従前ノ需給契約通りトス）其料金ハ壹キロワット時ニ付金壹錢貳厘五毛也（負荷率一〇〇パーセント）トス但シ甲ガ壹ヶ月以上引繼キ八百「キロワット」ヲ超ヘテ需用セントスル場合ハ甲ハ其ノ前月ニ數量ヲ乙ニ通知シ乙ハ同單價ヲ以テ之ヲ供給スルモノトス

昭和四年四月壹日以降甲ハ甲ノ〇〇工場ニ於テ乙ノ電力最低四百「キロワット」ヲ需用シ乙ハ之ヲ供給スルモノトス但シ其ノ料金ハ需給開始前甲乙協定スルモノトス

第貳項及第參項ノ電力需給ニ付キテハ昭和參年六月中ニ別ニ甲乙間ニ契約ヲ締結スルモノトス

第拾參條

乙ガ甲ヨリ讓受クベキ事業ヲ乙ガ乙ノ指定スル別會社ヲシテ經營セシメントスル場合ハ甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ハ乙ニ代リ直接該會社ガ讓受クベキコトヲ甲ハ承認スルモノトス

但シ此場合ト雖モ代金ハ該會社ニ代リ乙ガ甲ニ支拂フモノトス

第拾四條

前各條ノ外本契約履行上必要ナル細目事項ニ付テハ其ノ都度甲乙協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第拾五條

本契約中官廳ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要スル事項ハ其ノ許可又ハ認可ヲ得テ效力ヲ發生

スルモノトス

甲及乙ハ本契約締結ト同時ニ協議ノ上事業及財産ノ讓受渡ニ關シ官廳ニ對スル必要ナル手續ヲ履行スルモノトス

右契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ甲乙各其壹通ヲ保有スルモノトス

昭和參年六月貳拾六日

樺太工業株式會社

取締役社長 大川平三郎

大同電力株式會社

取締役社長 増田次郎

(別表ノ一) 財産目録 省略

(別表ノ二) 諸契約明細表 省略

附帶契約書

昭和參年六月貳拾六日附ヲ以テ樺太工業株式會社（以下甲ト稱ス）ト大同電力株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間ニ締結シタル事業及財産賣買契約（以下原契約ト稱ス）ニ附帶シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 甲ノ敷設ニ係ル省線須原驛ヨリ木曾工場ニ至ル運搬軌道（甲ノ所有ノ須原驛構内倉庫、上屋等一切ノ附屬設備ヲ含ム以下同ジ）ハ今後甲ノ木曾工場閉鎖後ニ於テモ乙又ハ乙ニ代リテ甲ヨリ讓受ケタル事業ヲ經營スル別會社（以下單ニ別會社ト稱ス）ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ甲ハ之ヲ撤廢セザルモノトス原契約ニ依リ甲ヨリ乙ニ讓渡シタル木曾工場ヨリ第二發電所取水口ニ至ル軌道ト本軌道トノ連絡設備等ヲ甲ハ總テ現狀ノ儘存置シ且ツ乙又ハ別會社ニ於テ必要アル場合乙又ハ別會社ハ無償ニテ之ヲ使用スルコトヲ得ルモノトス但シ其ノ場合ニ於ケル補修又ハ運轉費用ハ總テ乙又ハ別會社ノ負擔トス

第貳條 將來甲ガ前條ノ軌道ヲ地元其ノ他第三者ニ讓渡スル場合ト雖モ甲ハ前條所定ノ條件ヲ其ノ儘當該讓渡人ヲシテ繼承セシムル義務アルモノトス

第參條 原契約ニ依リ乙ガ甲ヨリ讓受ケタル事業及財産ニ關シ甲ガ地元其他第三者ト締結シタル契約又ハ申合ニ就キ將來乙又ハ別會社ガ事業經營上別段ノ補償其ノ他要求ヲ受ケタル場合ハ甲ハ乙又ハ別會社ニ代リテ之ヲ解決シ乙又ハ別會社ニ對シテ一切ノ迷惑ヲ及ボサシメザル義務アルモノトス

第四條 大正拾貳年拾月參拾日附大桑村須原區有地管理者大桑村長及元中央製紙株式會社長間協定書ハ乙又ハ別會社ガ甲ニ代リテ繼承スルコトヲ甲ガ其ノ相手方ヲシテ無償ニテ承認セシム

ル義務アルモノトス

右契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ甲乙各其壹通ヲ保有スルモノトス

昭和參年六月貳拾六日

樺太工業株式會社

取締役社長 大 川 平 三 郎

大同電力株式會社

取締役社長 増 田 次 郎

別 覺 書

昭和參年六月貳拾六日附ヲ以テ樺太工業株式會社（以下甲ト稱ス）ト大同電力株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間ニ締結シタル事業及財産賣買契約（以下原契約ト稱ス）ニ附帶シ甲及乙並ニ伊那川電力株式會社發起人總代村瀬末一（以下丙ト稱ス）ノ參者間ニ左ノ覺書ヲ交換ス

第壹條 原契約ニ依リ乙ガ甲ヨリ讓受クベキ事業ハ同契約第拾參條ニ依リ乙ガ丙ヲ指定シ丙ヲシテ之ヲ經營セシムルニ付甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ハ直接甲ヨリ丙ニ讓渡スルモノトス

第貳條 願書ニ添附ノ契約書覺書等ハ手續上(以下省略)

第參條 橋場水力ニ對シテハ手續上便宜ノ爲差當リ甲名義ヲ以テ計畫變更ノ手續ヲ爲シ追テ丙ニ渡讓ノ手續ヲ爲スモノトス

右覺書交換ノ證トシテ本書參通ヲ作成シ參者各壹通ヲ保有スルモノトス  
昭和參年六月貳拾六日

樺太工業株式會社

取締役社長 大川平三郎

大同電力株式會社

取締役社長 増田次郎

伊那川電力株式會社

發起人總代 村瀬末一

第貳 覺書

昭和參年六月貳拾六日附ヲ以テ樺太工業株式會社(以下甲ト稱ス)ト大同電力株式會社(以下乙ト稱ス)トノ間ニ締結シタル事業及財産賣買契約(以下原契約ト稱ス)ニ附帶シ左ノ覺書ヲ交換ス

第壹條 甲ヨリ乙ニ讓渡スベキ事業及財産ノ實際引渡ノ日ハ原契約第參條所定ノ如ク官廳ノ許可及認可ヲ俟チ甲乙協議ノ上決定スルモノトス

第貳條 昭和參年七月壹日以降前條ニ依リ事業及財産ノ實際引渡ヲ受クル迄ノ間甲ハ甲ノ第二發電所出力中〇〇「キロワット」ヲ現在ノ引渡シ地點(乙ノ〇〇發電所)ニ於テ晝夜間乙ニ供給シ之ガ電力料トシテ需給期間内乙ハ甲ニ對シ左ノ金額ヲ支拂フモノトス

一、原契約第四條第壹項第壹號(イ)ノ金四拾萬圓也ノ手形ニ對シ原契約第貳條第壹項所定ノ利息ヲ附スルコト

二、甲ノ第二發電所維持費中其ノ半額

前項第貳號ノ維持費ニ付テハ豫メ甲ニ於テ豫算書ヲ作成シテ乙ノ承認ヲ經ルモノトス猶同維持費ハ毎月末日ニ之ヲ締切リ精算書ヲ作成シテ乙ニ送付シ乙ハ翌月拾日迄ニ甲ニ之ヲ支拂フモノトス

第參條 原契約第拾貳條第貳項ニ依ル電力需給ハ昭和參年七月壹日ヨリ之ヲ開始スルモノトス  
右覺書交換ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ甲乙各其壹通ヲ保有スルモノトス

昭和參年六月貳拾六日

樺太工業株式會社

取締役社長 大川平三郎

大同電力株式會社

取締役社長 増田次郎

第二編 木曾發電株式會社の業績と陣容

第一章 合 併

一、信美電力株式會社（被合併會社）

總説に於て述べたる如く、信美電力株式會社は、當會社と同様大同電力會社が、木曾川の支流開發の目的を以て設立した會社であつて、當會社の開發せんとする計畫水利地点とは、互に隣接してゐる會社であるから地理的に觀て、又兩會社共大同電力會社の關係會社であるところより、之を資本的に觀ても合同經營をなすことが、得策であることは自明の理である。此の様な事情の下に、大同電力會社の懇意により兩者合併することになつたのであるが、今少しく同會社の沿革を述ぶることにする。

信美電力株式會社は、木曾川の名勝惠那峽に於て、木曾川に合流する付知川の開發を目的として設立せられたる會社であるが、同川の水力は初め地元の一

三の人を交へた、東濃電力株式會社發起人に依つて、其の一部の開発を目論まれて居つたが、其の後信美電力會社の前身北惠那電力會社が、大同電力會社の關係會社として、資本金百五十萬圓四分の一拂込にて創立され、付知川の水利權を獲得した、其の當時付知川で同會社に許可となつたのは、付知川第四水力と付知川第五水力の二ヶ地点であつた。此の二つの地点を同時に開發しやうと云ふので、福岡耕地整理組合の持つて居つた水利權等の地方問題を解決し、用地買收の交渉の成立迄見たのであつたが、更に精細に調査を進め研究の結果、當時の經濟的事情を以てしては、付知川の開発は採算的なる經濟企業ではないと云ふ結論になつた。

そこで俄かに付知川開發の目論見を變更して、同じ木曾川の支流○○に、大同電力會社が工事用動力發電所として建設、其の使用目的を達成し當時休止して居つた、○○發電所を譲り受けて之を新しき當會社第四發電所に更正しようとして居つた、其の調査に着手すると同時に社名も信美電力株式會社と改

められた。

此の名稱は信濃と美濃の水力の開發をするに云ふことを具象したものである。

第四發電所は、大正十五年七月水利使用變更の許可と、工事實施の認可があり昭和二年一月に竣工し、其の發生電力は昭和二年二月から大同電力會社へ供給することになつた。是より先、本工事は大同電力會社の名義にて着工したのであつたが、竣工と同時に大同電力から讓受の件が當局より正式に認可となり、茲に信美電力會社は、其の使命とする發電所開發に付き最初の目的を達成し、愈々營業状態に入つたのであつた。次で○○に隣接する○○流域で、豫て申請中であつた二箇所の水利地点使用の許可があつたので、此れ等の調査設計を進め、後に第五發電所となつた水利地点の開發に當ることとし、工事實施認可を得、用地の買收も殆ど纏まつたのであつたが、當時經濟界は極度の不況であつて、電力も亦供給過剰であるに云ふ様な状態であつたから、其の開発は捗々しく進まなかつた。斯様な有様で荏苒經過したのであつたが、昭和七年二月大同



電力會社の懲通により、同系伊那川電力株式會社へ合併することとなり、發電所並に之れ等開發事業は、同社へ引繼がるゝことゝなつたのであつた。

## 二、信美電力株式會社と合併成立

前項記載の如く、當會社と信美電力株式會社の合併は極めて合理的であつたから、頗る平易に且つ急速に行はれたのであつた。當時當會社は、未だ社名を伊那川電力株式會社と稱する時代であつて、資本金貳百萬圓株金は四分の一拂込みであつた。又信美電力會社の資本金は金百五十萬圓、拂込株金は同じく四分の一拂込であつたが、配當は前者が年壹割後者が年八分であつたので、信美電力會社の資本金を、八割百二十萬圓に切り下げ當會社へ併合し、存續會社の資本金を參百貳拾萬圓株數六萬四千株、四分の一拂込をなし、信美電力會社は解散することに兩會社の了解が出来たのであつた。斯くて昭和七年二月五日、合併假契約を締結、同年二月二十二日、當會社は名古屋市東區七間町一丁目一番地本社内に臨時株主總會を開催、議長齊藤直武氏司會の下に

第壹號議案 當會社ト信美電力株式會社トノ間ニ締結シタル別紙合併契約ヲ承認シ當會社へ信美電力株式會社ヲ合併スル件

第貳號議案 第壹號議案ニ依ル合併成立ニ伴ヒ定款變更ノ件

を附議し、いづれも滿場一致異議なく原案を承認可決したのであつた。一方信美電力會社にても、同日當會社と同じ場所である本社に於て臨時株主總會を召集し、合併に必要な諸議案を審議の結果、是れ又滿場異議なく原案を承認可決するところありたるを以て、直に合併に關する手續をなし、同年四月二十六日認可せられ、茲に兩會社の合併は成立したのであつた。合併の結果當會社は從來の第一、第二兩發電所の外に第四發電所を加へ、發生電力は何れも從前の通り大同電力會社へ供給するのであつた。

又信美電力會社の社員其の他就業員は、合併と同時に全員當會社に引繼ぎ、各々社務に従事せしむることゝなつた。因に合併契約書及び合併の基礎計算となせる兩社の貸借對照表は左の如くて、尙信美電力會社の資本金切下げの爲め

生じたる拂込株金の較差金は、將來建設すべき發電所建設費の低廉を期する爲め、主として付知川筋未開發水利地点の測量、設計に要したる費用の消却に充てたのであつた。

### 合併契約書

伊那川電力株式會社（以下伊那川ト稱ス）ト信美電力株式會社（以下信美ト稱ス）ノ兩會社合併ニ關シ左ノ條項ヲ契約ス

第壹條 伊那川ハ信美ヲ合併シ信美ハ之ニ因リ解散スルモノトス

第貳條 伊那川ハ昭和六年拾月末日ニ於ケル信美ノ貸借對照表、財産目錄ヲ基礎トシテ之ヨリ合併期日迄ノ收入、支出ヲ加除シタル殘額ニツキ一切ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第參條 伊那川ハ資本金壹百貳拾萬圓也其ノ株式數貳萬四千株（額面金五拾圓）ヲ増加シテ資本總額金參百貳拾萬圓也株式總數六萬四千株トシ信美ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込済株式五株ニ對シ伊那川ノ額面金五拾圓内金拾貳圓五拾錢拂込済株式四株ノ割合ヲ以テ合併期日ニ於ケル信美ノ最後ノ株主ニ交附スルモノトス

第四條 伊那川、信美兩會社合併ノ期日ヲ昭和七年四月參拾日トス  
但シ合併ニ關シ必要ナル手續ヲ遂行シ難キ場合ニハ兩會社代表者ノ協定ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 合併ヲ完了シタルトキハ之ト同時ニ伊那川ハ信美ノ取締役監査役其ノ他ノ役員ニ對シ解散

手當トシテ金貳萬圓也ヲ贈與シ其ノ處分ハ信美ノ元取締役ニ一任スルモノトス

第六條 伊那川ハ信美ノ株主ニ對シ伊那川ノ昭和七年上半期利益金處分ノ際昭和六年拾壹月壹日以  
降合併完了迄信美ノ拂込額ニ對シ年割ニ相當スル金額ヲ交附ス

第七條 信美ハ本合併ガ昭和七年四月末日迄ニ完了セザルトキハ第六條交附金ニ關スル條項ヲ無効  
トシ利益配當ノ處分ヲナスコトヲ得

第八條 合併完了迄ノ間ニ天災又ハ不可抗力ニ因リテ伊那川又ハ信美ノ資産ニ著シキ影響ヲ生ジタ  
ルトキハ本契約ハ無効トス

第九條 信美ハ合併完了迄ノ間其ノ資産ニ著シキ影響ヲ生スベキ行爲ヲナサザルハ勿論重要事項ニ  
關シテハ總テ伊那川ノ承認ヲ經ベキモノトス

第十條 前各條ノ外本契約ノ實行ニ必要ナル事項及合併ニ關スル一切ノ手續ハ之ヲ兩會社取締役ニ  
一任スルモノトス

第十壹條 本契約ハ伊那川、信美兩會社ノ株主總會ノ決議並ニ主務官廳ノ認可ヲ得タルトキ其ノ效力  
ヲ生ズルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作成シ各其ノ壹通ヲ保有ス

昭和七年貳月五日

伊那川電力株式會社

取締役社長 齋藤直武

信美電力株式會社

取締役社長 藤波收

右承認ス

伊那川電力株式會社

監査役 續木篤次郎

信美電力株式會社

監査役 秋谷謙太郎

信美電力株式會社貸借對照表 (昭和六年十月三十一日現在)

(四二)

| 貸方     | (負債之部)    |                       |                                      |                       |             |                       |             |                       |                       |             | 借方         | (資産之部)                |                            |                            |                       |         |                            |             |             |             |                            |                  |             |             |
|--------|-----------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-------------|------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|---------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|------------------|-------------|-------------|
|        | 株<br>金    | 法<br>定<br>積<br>立<br>金 | 借<br>入<br>金<br>及<br>支<br>拂<br>手<br>形 | 職<br>員<br>積<br>立<br>金 | 假<br>受<br>金 | 未<br>拂<br>配<br>當<br>金 | 未<br>渡<br>金 | 前<br>期<br>繰<br>越<br>金 | 當<br>期<br>純<br>益<br>金 | 合<br>計      |            | 未<br>拂<br>込<br>株<br>金 | 發<br>電<br>所<br>建<br>設<br>費 | 送<br>電<br>線<br>建<br>設<br>費 | 變<br>電<br>所<br>設<br>費 | 備<br>品  | 擴<br>張<br>工<br>事<br>勘<br>定 | 倉<br>庫<br>品 | 假<br>拂<br>金 | 未<br>收<br>金 | 假<br>受<br>有<br>價<br>證<br>券 | 銀<br>行<br>預<br>金 | 現<br>金      | 合<br>計      |
|        | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一七、〇〇〇〇〇              | 四三、七四〇〇五                             | 四、一八三三六               | 一八、三三三〇     | 三、四七二〇六               | 二、三八七       | 五、一五九九                | 二〇、五七二〇二              | 二、〇一三、四七六五八 | 一、二五、〇〇〇〇〇 | 五〇九、七四七四六             | 五八、一八五四                    | 八五、六七四六五                   | 二、六九三五五               | 二七、八五二七 | 一、八四四五〇                    | 一、〇〇〇六二     | 八、三六二四五     | 一〇、五〇〇〇〇    | 一、五五五五八                    | 五、二六七二四          | 一、二二四〇      | 二、〇一三、四七六五八 |
| 合<br>計 |           |                       |                                      |                       |             |                       |             |                       |                       | 二、〇一三、四七六五八 |            |                       |                            |                            |                       |         |                            |             |             |             |                            |                  | 二、〇一三、四七六五八 |             |

伊那川電力株式會社貸借對照表 (昭和六年十月三十一日現在)

| 貸方     | (負債之部)    |                       |                                      |                       |             |                  |                       |                       |            |                       | 借方          | (資産之部)                     |                            |                                 |          |                            |             |             |                                 |             |                            |                  |            |
|--------|-----------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|------------------|-----------------------|-----------------------|------------|-----------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------|----------------------------|-------------|-------------|---------------------------------|-------------|----------------------------|------------------|------------|
|        | 株<br>金    | 法<br>定<br>積<br>立<br>金 | 借<br>入<br>金<br>及<br>支<br>拂<br>手<br>形 | 職<br>員<br>積<br>立<br>金 | 假<br>受<br>金 | 未<br>拂<br>越<br>金 | 前<br>期<br>繰<br>越<br>金 | 當<br>期<br>純<br>益<br>金 | 合<br>計     | 未<br>拂<br>込<br>株<br>金 |             | 發<br>電<br>所<br>建<br>設<br>費 | 送<br>電<br>線<br>建<br>設<br>費 | 配<br>電<br>線<br>及<br>取<br>付<br>品 | 備<br>品   | 擴<br>張<br>工<br>事<br>勘<br>定 | 倉<br>庫<br>品 | 假<br>拂<br>金 | 貨<br>金<br>及<br>受<br>取<br>手<br>形 | 未<br>收<br>金 | 假<br>受<br>有<br>價<br>證<br>券 | 銀<br>行<br>預<br>金 | 現<br>金     |
|        | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一四、五〇〇〇〇              | 一、七五、〇〇〇〇〇                           | 一〇、九四二五三              | 五五、二六五九     | 八三、四四七六          | 一〇、四六〇三三              | 四三、〇九五五〇              | 三、三九二、五九六〇 | 一、五〇〇、〇〇〇             | 一、三六三、五七二六七 | 一七、九四四四四                   | 九八、一七八七九                   | 一、八三二六〇                         | 八九、七八四五〇 | 一三、七五三八八                   | 五、七九二二二     | 二二、九四二三七    | 四、八五四五九                         | 四七、五五〇〇     | 五、二六七二四                    | 一、二二四〇           | 三、三九二、五九六〇 |
| 合<br>計 |           |                       |                                      |                       |             |                  |                       |                       | 三、三九二、五九六〇 |                       |             |                            |                            |                                 |          |                            |             |             |                                 |             |                            |                  | 三、三九二、五九六〇 |

(四三)

## 第二章 水利地点と建設

(四四)

### 一、優秀なる水利地点

當會社の開發しまたは開發を目論んで居つた河川は、木曾川の支流伊那川、與川、蘭川、柿其川、正澤川、並に付知川などであるが、此れ等の川はいつも木曾御料林を流域として居るから、林相の美しいことはもとより、伐材は秩序的であり、計畫ある植林が行はれるのであるから、その林相は永久に保持されるのであつて、然も交通と運輸の機關としては中央線、北惠那鐵道、帝室林野局森林鐵道などがあるので、此れ等諸川は實に理想的の水力發電地帯と謂ひ得るのである。従つて既設發電所の建設費の如きも、極めて低廉に出來あがつて居る。

今、〇〇〇についてその概觀を記さんに、〇〇〇はその水源を駒ヶ嶽の連山に發しておるので、此れ等連山の積雪は自然の一大貯水池をなし、従つて夏の

湧水は殆どなく、且つ河川の生命ともいふべき流域一帯は、昔から全然斧鉞を知らない木曾御料林であり、しかも川の勾配は十分の一内外といふのであるから、それは全川筋を通して宛ら瀧、瀧、瀧の連続ともいふべきである。駒ヶ嶽の連山に發した水は鬱蒼として晝なほ暗き黒捨山の谿谷を縫ひ、幾多の奇岩や怪石に跳躍して、急湍をつくり、またあるときは澗をなし淵となり、忽にして飛瀑をつくりさらに奔流となり瀨となり千變萬化、流れ來り流れ去つて大木曾川に流れ入るのである。

第三發電所の取水口のあたり、山櫻、岩かがみ、岩つゞじ、石楠花（黄色濃紅色、淡紅色のもの）なご色とりぐりで、春夏の候は鳥啼き花開いて地上の樂園を現出するが、それにもまさる秋の紅葉は正に絶品天下の奇觀である。第三發電所のや、下流に俗稱「かま」と呼ぶ風光の佳い溪澗がある、巨岩川床に坐して自ら堰堤をなし、漫々たる碧水を湛へてゐるが、倏忽として丈餘の飛瀑となり、その瀧壺は底知れぬ澗となつて、千古の秘密を藏するもののように

(四五)

ある。このあたり峽中や、潤く、緑樹鬱然たる間に紅黄點綴して風光の妙、神斧の景觀奇勝と照應して、低徊顧望なかくに去り難いものがある。濃霧淡霧たちまち消へたちまち襲ひ來り、雲散霧消するところ、眞赤な紅葉が綠りに映へて天地もために明るく朗らかである。今さら景色を云々して、騷人めいた風流氣をふり廻はすのではないが、雨によし霧によし、碧天一塵も止めぬ秋晴れの日はさらになほよし。この伊那川の溪谷美こそ全く天下に誇負するに足る。

水源の南駒ヶ嶽の山嶽美は、また山岳愛好家達によつて夙くから世に喧傳せられて居るが、一たびこの谿谷の美をさぐり、南駒ヶ嶽の頂上を極め、更に進んで縦走、駒ヶ嶽にいたるなどの壯舉に至つては、到底筆紙につくすべもない山岳の魅力を満喫することができぬ。

この川の水利的に優秀なることは、その流況曲線を見れば明であるが、己に水利使用許可を得たる越百水力の外、今後開發しなければならぬ、有利な地点が數箇所あるが、尙此の外にも當會社には、今後の開發を待つものが數多く



伊那川ノ激流

ある、即ち伊那川に六ヶ地点、この豫想発電力〇〇〇〇餘キロワット其の他元信美電力會社の出願にかかる蘭川、及び付知川で水利權の許可を得てゐた四箇地点約〇〇キロワットを初め、正澤川、柿其川、付知川等で水利使用出願中及び未出願のものを合せ、十一箇地点約〇〇餘キロワット合計十七ヶ地点、總豫定発電力〇〇餘キロワットに及ぶのである。

此れ等の諸地点は、前記伊那川と大同小異なる優秀河川内で、適當なる地点を選定してあるので、水力発電所として最も有利なる條件を具備してゐる。従つて此れ等を順次開發する豫定であつた當會社の前途は、實に洋々たるものであつたが、解散すると同時に電力國策に依つて、此れ等未開發水利地点の開發は、總て日本發送電會社に於て爲すことに定められた。

## 二、建設

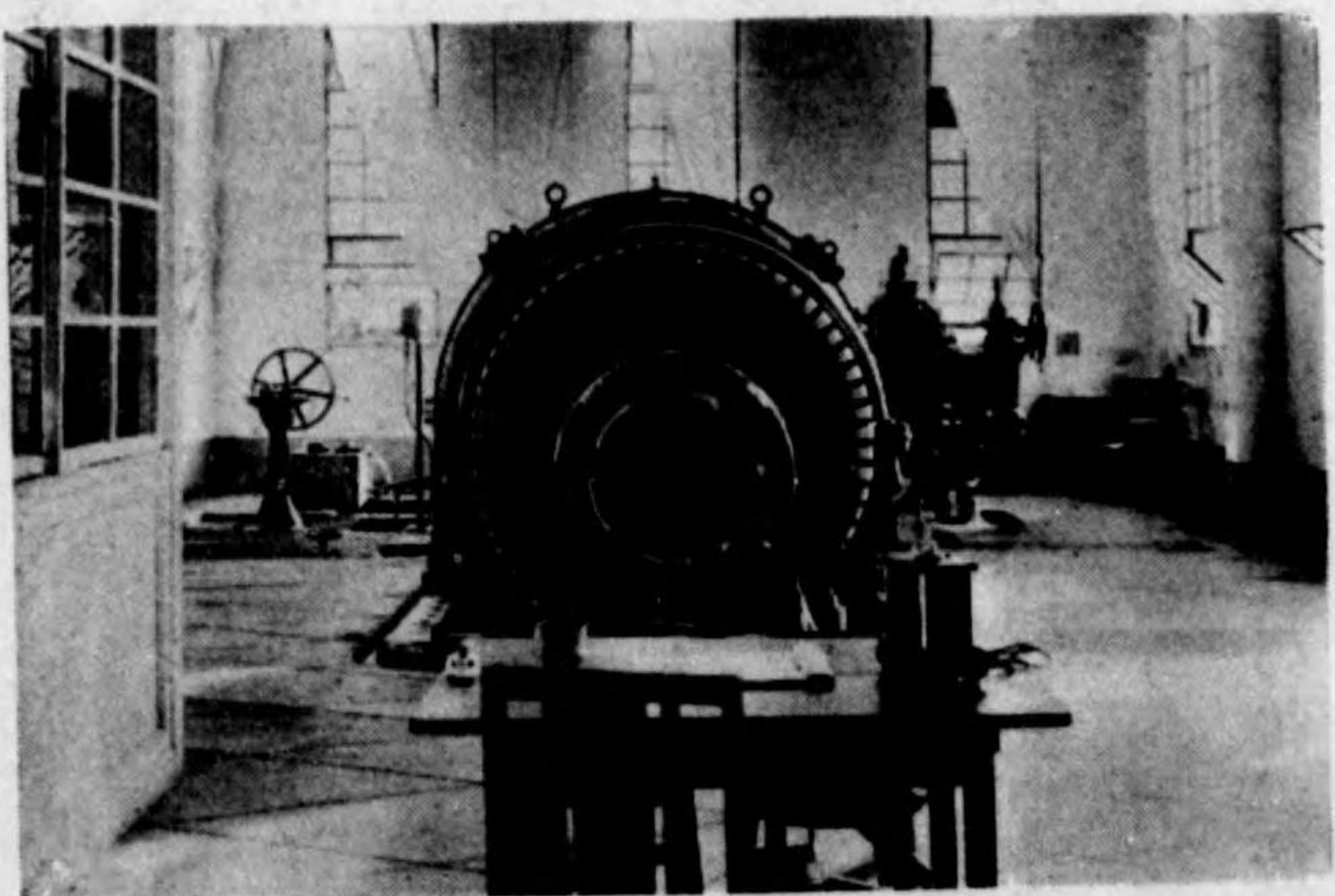
**第二發電所** 中央線を〇〇驛にて下車し、木曾隨一の名刹である常勝寺を右に見て、全寺の裏山を越せば、目のあたりに花崗岩の大塊が疊々として、白

色山光に相映する河原が見える、即ち伊那川はその河原を縫つて流れてゐる。ここから一軒ばかり行くに、第一發電所の取入口につくが、すぐ間近かに一條の鐵管が、山腹にかゝつて、そこに一つの發電所が見える、これが第二發電所である。

第二發電所は、木曾興業會社（樺太工業株式會社の前身）が、大正十二年二月に起工し、大正十三年十二月に竣工せしめた發電所であるが、此の發電所は工事中、大正十二年七月、此の邊一帶に襲來した大豪雨のために、大水害を被つたことがある。當時發電所の附近一面は、美しい松林であつて、其の間に点々として建設工事に従ふ、労働者の飯場が建てられて居つたのであつたが、それが一瞬に押し流されてしまひ、そのために拾數名の溺死者を出したと云ふ、一大悲惨事に遭つたことがある、當時木曾興業會社では、此れ等殉難者供養のために、石の地藏尊を發電所の近傍に建立して、厚くその冥福を祈つたが、後繼會社は今も尙毎年懇ろな供養をか缺さない。

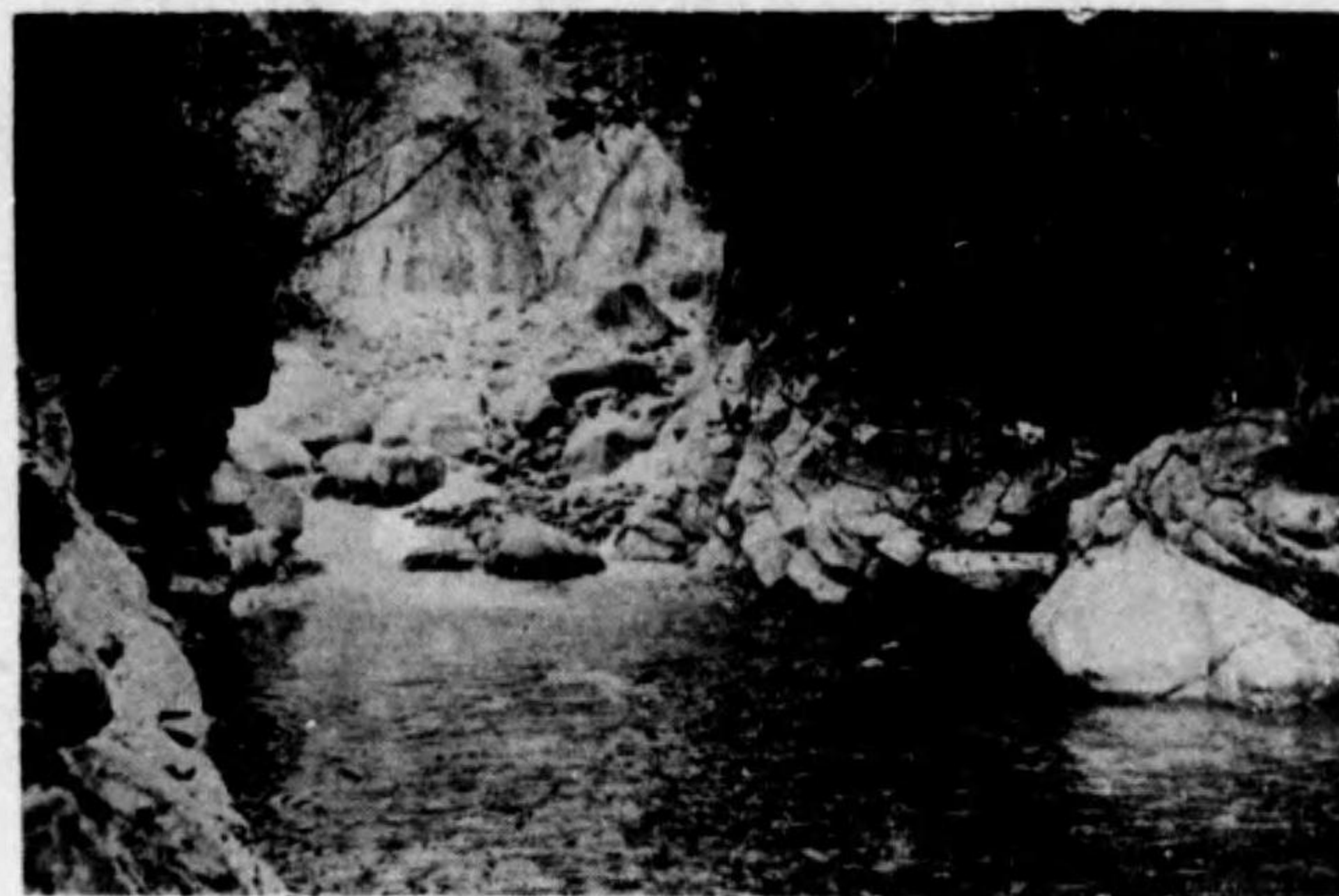


景全所電發二第

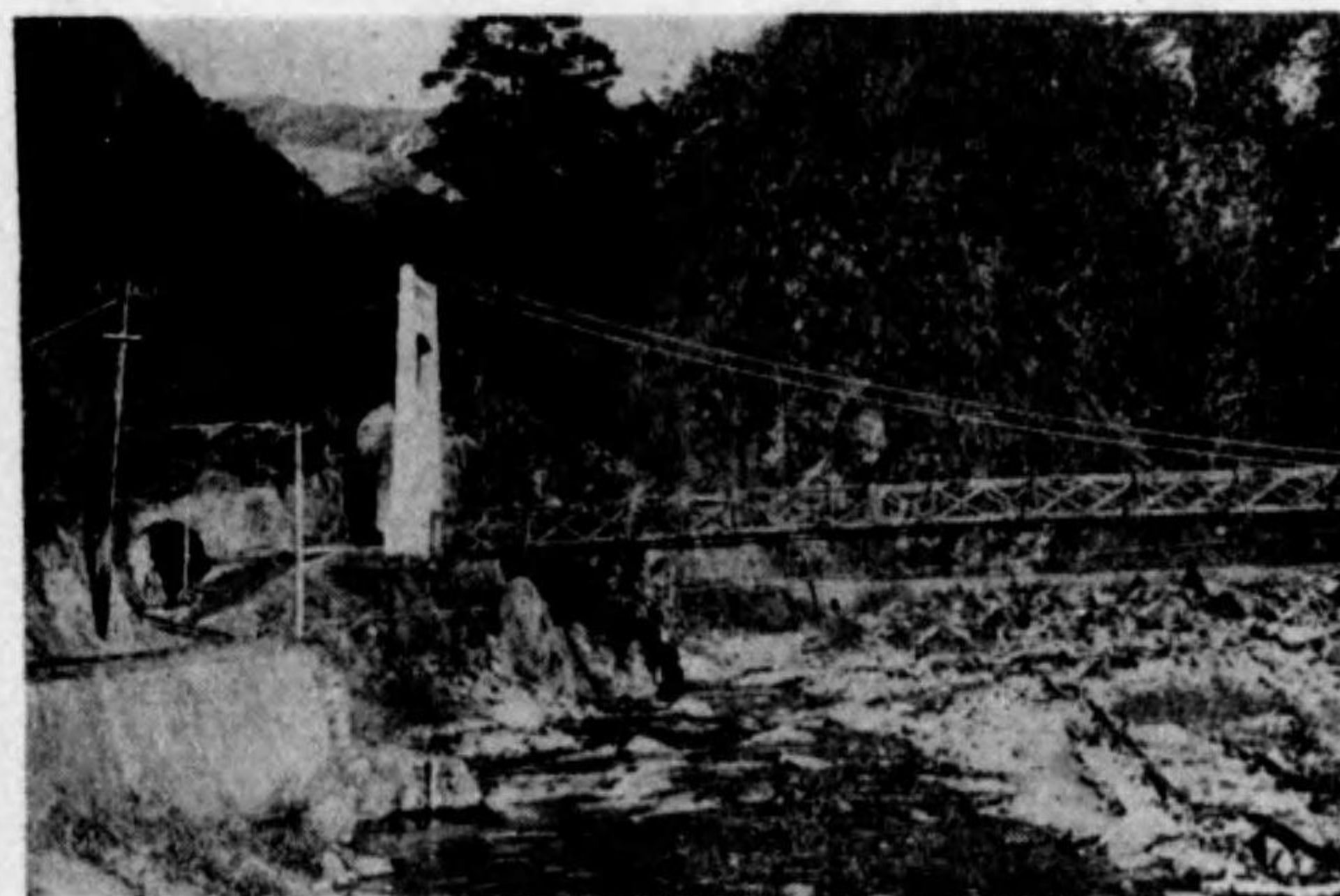


室機電發上全

(五十一)



景ノ近附點流合川百越ト流本川那伊



(橋ノ天) 景ノ近附口水取水一第

(五十二)



昭和三年十一月伊那川電力會社が、此の發電所を譲り受けてから、水路を修繕し、變壓器を増しさらに○○變電所の受電設備にも改良を加へ、經濟的能率の増進を圖つたのであつた。既述の如く此の發電所の開發される當時は、前面は一帶に松林であり、伊那川の水流は相當に離れて居るので、發電所の護岸といふやうなものはないのであつたが、工事中洪水の災禍で、松林は押し流され、それから一面河原となつてしまつた。然しまだ川は相當に離れてをり、別段水害を憂るほどのことはなかつたのであつたが、昭和八年七月に、發電所のすぐ上流に流れ込んでをる浦川に洪水氾濫して、伊那川との合流点に夥しい土石を滞留してからは、伊那川の増水するたびに河心が變動し、つひに昭和九年六月廿一日の大洪水のときには、激流が滔々發電所の正面に向つて突進して、發電所の地盤も一時は危険状態に陥つたところがあり、そのうへ引續いての洪水で、放水路が塞がれたと云ふやうな被害があつたので、其の後、放水路を山の裾に沿つて、全部蓋渠と隧道に変更し、安全な場所に放水、同時に發

電所にも堅固な護岸を施したりした。

其の後昭和十三年三月第三發電所が竣工して、その放水口を本發電所の、主水路に直下に接いでからは、洪水については全然心配のない發電所となつた。

當發電所は元木會興業株式會社が、全會社の橋場製紙工場へ、電力を供給する目的を以て、建設されたものであるから、所内設備は簡易化を旨とされた傾向があり、送電線も主要變壓器を設けず、發電機端子電壓○○○「ボルト」と云ふ稀有の設計で、受電端に於て最大負荷の時、○○○「ボルト」となるが如きものであつた。當會社が譲受けるまでは、○○變電所にて受電し、工場に供給する一方餘剩電力は、木曾川を横斷して、當時の大同電力木曾谷線に接續大同電力○○發電所へ送電供給をなし、又渴水期には、逆に大同電力會社より電力の買戻しをなして、工場へ補給するが如き方法をこつてゐた。當會社が樺太工業會社より、當發電所を買収してからは、新に建設する第一發電所へ受電し同所の電力と合せ、○○に於て○○、○○○「ボルト」に昇壓し大同電力○○

線に接続供給すること、した關係上、當所に主變壓器を設置送電電壓を、〇〇〇〇「ボルト」に上昇し、第一發電所の竣工と同時に、〇〇變電所並に〇〇受電は廢止して、現在の如く第一發電所に於て並列、大同電力會社へ送電する事となつた。又讓受當時、地元への一般供給電力中、田光部落電燈用三「キロワット」は當所より供給してゐたが、其の儘繼承其の後昭和十三年九月、供給權を中部合同電氣株式會社（現在の中部配電會社）へ讓渡後も、電力は引續き當所より供給してゐる。

**第一發電所** 第一發電所は、第二發電所同様始め樺太工業會社の前身である、木曾興業會社によつて、開發せられたものであつて、専ら製紙用の原動力として、水車直結を以て利用せられてゐたので、發電設備は無かつたのであつた。唯自家用電燈發電用として、僅かに引用水量の中四個を使用して居つたに過ぎなかつた。

此の水路は明治四十四年に竣工したもので、導水路は木樋であり、堰堤も造

らず僅かに取入口附近の河床の低下するのを防ぐために、木工沈床を入れてあつたといふやうな、極めて不完全なるものであつた。そのため水路には玉石までも流れ込むと云ふ有様で、沈砂池はあるが半ば砂礫が堆積して、其の用をなさないといふやうな状態であつた。

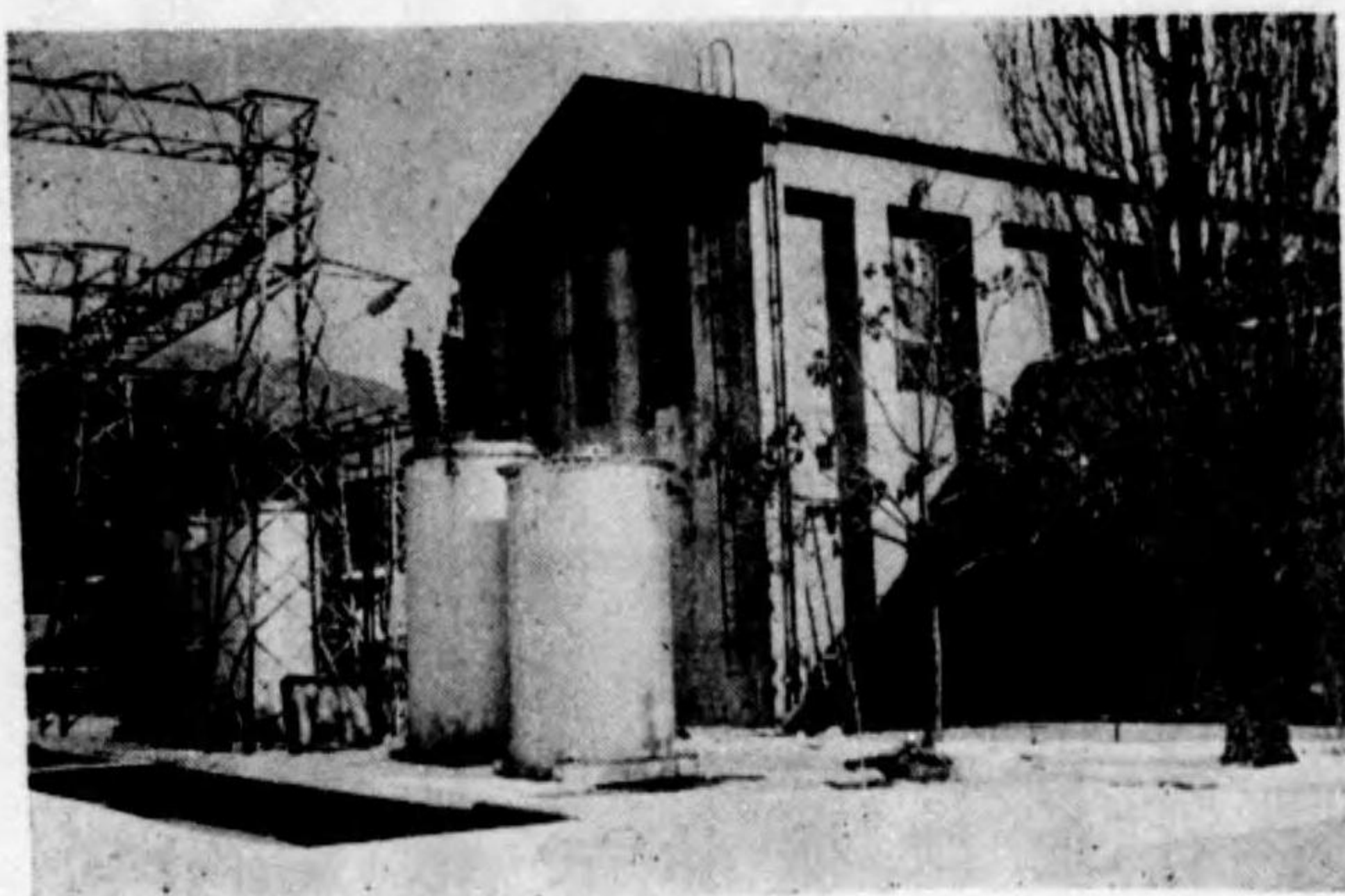
昭和三年六月、當會社が第二發電所と共に此の水力設備を買收して、本水力を電化するため、新に發電所を建設する方針を建てたことは、既述の通りであるが、その當時水路の木樋は、已に十七年もの歳月を經過してゐるため、甚しく腐朽してをり、取水並に沈砂池の設備も亦前述の有様で、到底一般供給用發電所の水路として、使用すべくもなかつたので、先づ堰堤を築造し、沈砂池を改造、水路は在來の木樋水路とは別個に、全線に亘り隧道又は蓋渠を以て新水路を構築、水槽、水壓鐵管をも改造し、以下發電用諸機械設置に適合するよう放水路其の他に改造を加へ、新に鐵筋コンクリート造りの發電所を建設した。其の他電氣工事にあつては、自動操作方式によることとして、當時芝浦製作所

の標準方式の内、強制自己同期並列式の方法を採用した。即ち起動「スキッチ」の投入により、自動的に主水車主辨開放より水車起動、其の回轉規定の八五％に達せば、発電機は自動的に、強制系統へ並列せられ負荷をこる方式で、操作甚だ簡単であつて、配線等も複雑でなく、事故をも豫想して、保護装置が施してある。屋外に設置しある主要變壓器は、當時第二並に當所の電力を合せ、〇〇、〇〇〇「ボルト」より〇〇、〇〇〇「ボルト」に昇壓し供給用の目的にて、元大同電力大阪變電所にあつたものを譲受け、高岳製作所にて巻直し、改造の上施設したのである。

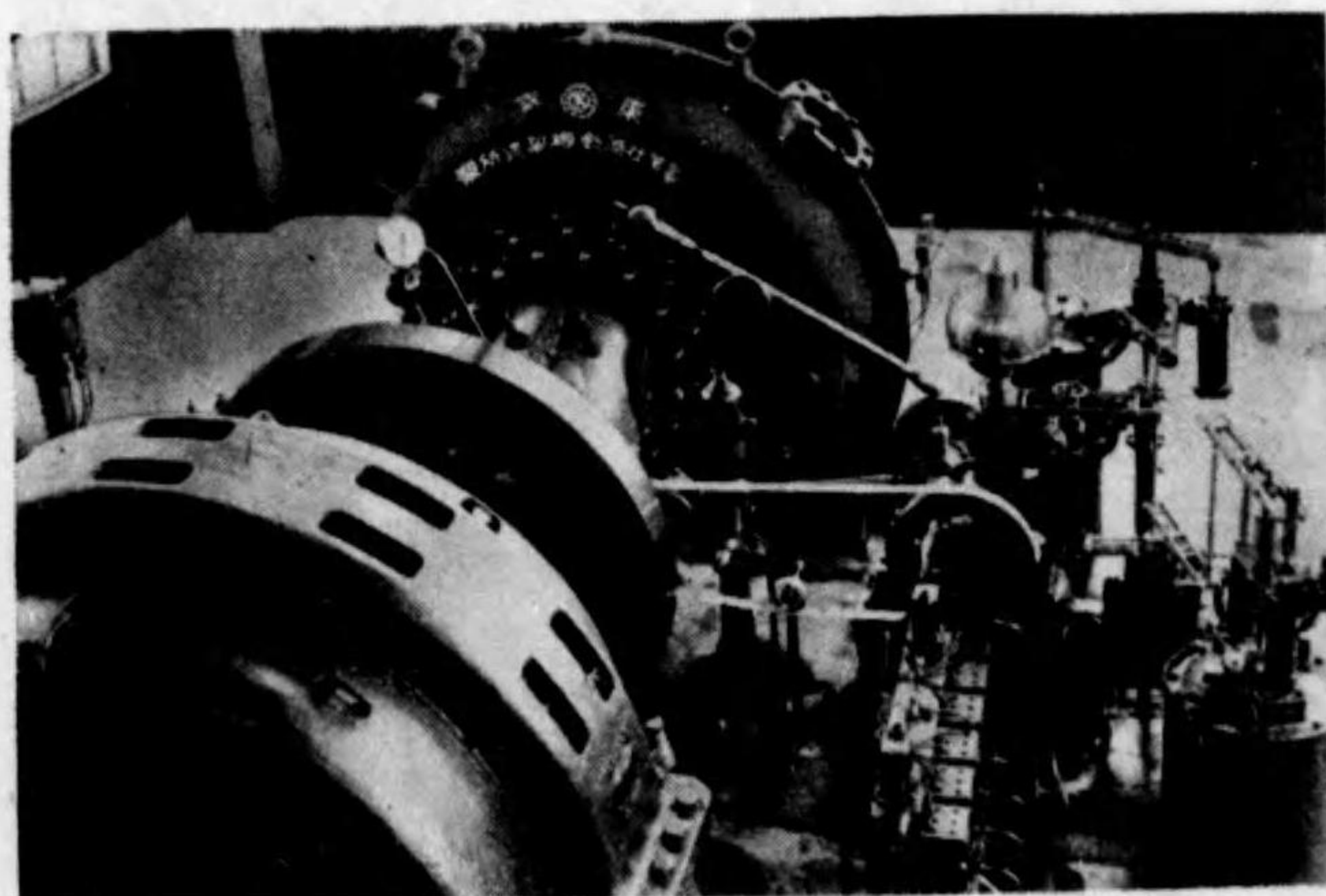
其の後昭和十三年三月、第三發電所の竣工と共に、其の電力をも當所にて受電、前記變壓器により大同電力會社へ供給し、當屋外變電設備の出力は、一躍〇〇〇〇〇「キロワット」になつた。又田光部落を除く、大桑村一圓に供給する電燈用電力七二「キロワット」は、當所の所内變壓器により〇、〇〇〇〇「ボルト」を以て引出され、供給するよう設備せられてゐる。

斯くして當所は舊態を一新し、昭和四年の渇水期間中に、電力の供給を開始し得るよう、總員努力工事を急いだ結果、同年二月初旬竣工、検査の上、營業供給を開始したのであつた。因に當水力設備改造に當り、土木工事には石川榮次郎氏指揮の下に、土木工事駒村正太郎氏、電氣工事桑名安之助氏が責任擔當した、尙工事請負關係は土木工事は飛鳥組、發電所建築並に機械基礎は奥田組、諸機械据付は直營工事であつた。

**第三發電所** 本水力は、始め樺太工業會社と大同電力會社との、競願となつてをつた地点であつたが、樺太工業會社が、第二發電所及び第一水力設備を、大同電力會社に譲渡するに際し、樺太工業會社は、本水力地点の出願權を抛棄し、又大同電力は、本水力地点の開発を當會社に任じたことは、創業の章に説いたが、其の後當會社は、右の経緯を長野縣當局に説明して、其の了解を求め、改めて水利使用權は、當會社に許可せらるゝこととなつた。本地点の左岸は帝室の御料林、右岸は地元大桑村大字須原區所有の、區有地であつたが、是れよ



第一發電所全景



全上發電室

り先樺太工業會社は、此の地点を開發するために、須原區との間に報償契約を結んで、區有地を水路用地として、無償で使用し得ることになつてゐたのであるが、此の契約はその儘當會社に引きつがれた。

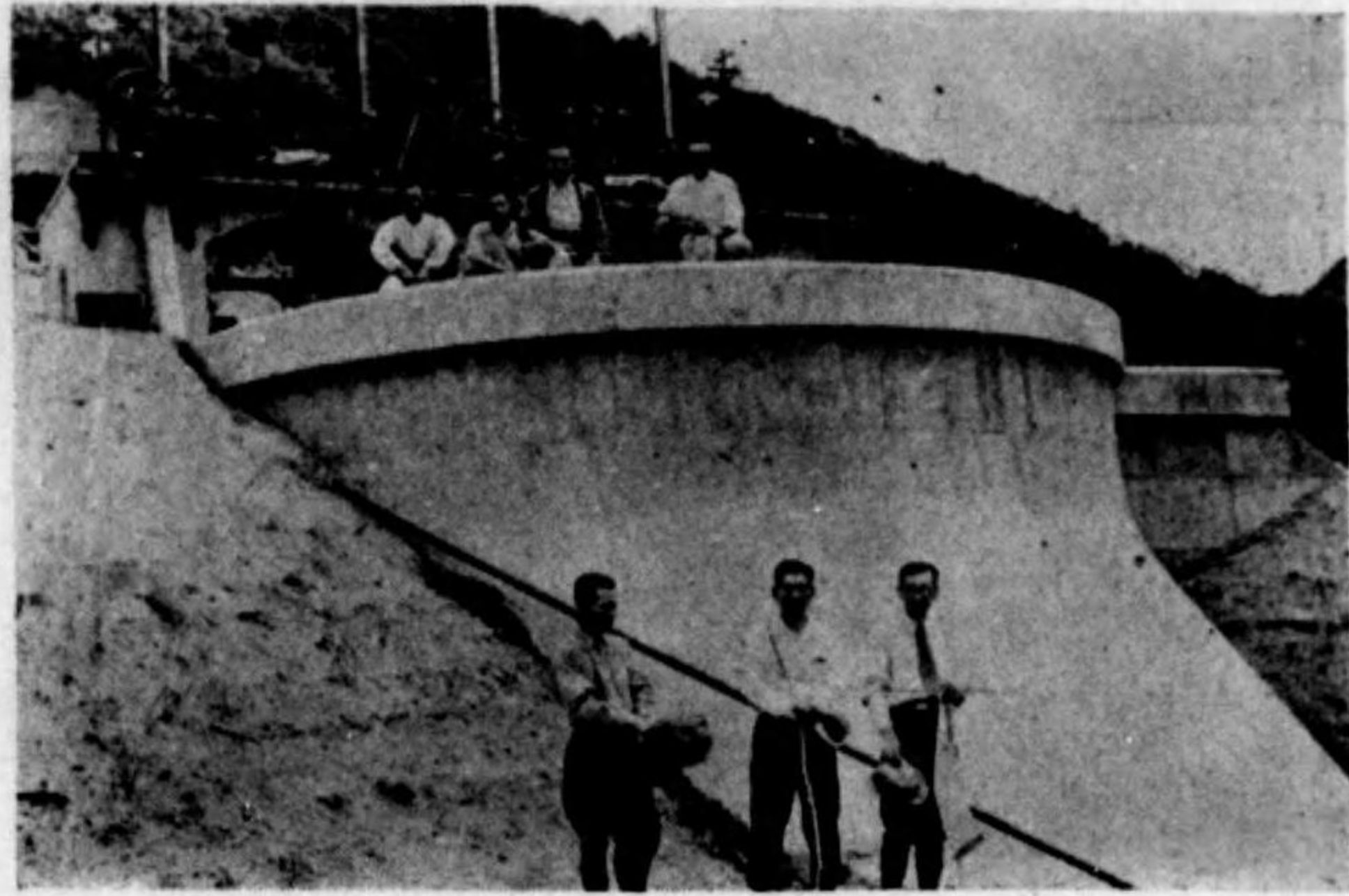
其の後になつて、此の區有地は、大桑村の村有地へ改編せられ、此の契約は又村へも其の儘引つがれたのであつた。當會社としては、此れ等の土地は無論利用するのが得策であるから、さしづめ水路を、川の右岸に撰定して設計を進めて居つた。是れより先、當水利使用許可に際し、附帶條件として、上流御料材搬出のため、水路開設區間に、運搬軌道を敷設するに足る代償林道を、當會社が開設する事になつてゐたが、當時帝室林野局木曾支局當事者は、之れを川の左岸に沿つて開鑿せしめたい意向であつた。斯くては折角林道を開鑿するも、當方の工事用の運搬路に、利用することが困難なるので、研究の結果水路を川の左岸に變へ、豫て水利使用が許可となつた、越百水力を同時に開發してこれの一つの發電所に設置することにすれば、頗る經濟的であり、且つ林道

も利用し得るので、調査の方針をこの様に改め、水利使用變更を願ひ出た。

かくてこの設計も纏まり、工事實施認可申請を提出したのであつたが、當時經濟界は、非常なる不況に見舞はれ、電力供給の方面も亦過剩の状態で、供給先なる大同電力會社も、開發延期を希望するところがあり、當方にも資金調達難等の事情にて、一時其の開發は見合すことになつた。斯して荏苒開發の機會到來を待つことにしたのであるが、昭和八年七月廿七日、越百川及び伊那川に大洪水あり、續いて昭和九年六月廿一日、再度大洪水の襲來があつた。以上兩洪水に於ける流水の、發電所設置豫定地（伊那川本流と越百川の合流点）に、與ふる影響に付き研究したところ、此の豫定場所に發電所を置くことは、頗る不安なることが判明し、強ひて此の位置に設置せんせば、地盤の安全を期する爲め、落差を或る程度捨てなければならぬといふことになつた。偶々帝室林野局木曾支局當局に於て、洪水の關係等より初説を變へ、代償林道を右岸に設置するも、支障なき意向なることが判明したので、再び水路を右岸に變更す

ることに定め、諸般の手續や許可を得て工事に着手したのであつた。

當所は伊那川が、木曾川に合流する附近より、約九杆の上流に堰堤を設けて取水するもので、工事區域の大部分は、千古斧鉞を入れないところの大森林で其の人里に縁遠いことは、所謂酒屋へ三里、豆腐屋へ二里の類ひであつて、工事前は野猿、熊、羚羊等の野獸が棲息して、全く人影を見ない處女林であつたので、道路といふような交通路もなく、唯僅かに左岸に沿つて御料林關係者の爲めに、辛じて通行し得る程度の小徑があるのみであつた。殊に工事區域の右岸は、斷岩絶壁千尋の谷の連續であつて、野獸の往來する通路さへなき絶壁の中腹を縫つて、工事を進むるのであるから、測量並に工事の困難なことは、並大抵でなく全く筆舌に表し難いものがあつた。尙當所は伊那川水系中、相當上流に位し、海拔九百七十餘米突の山間にあることごとて、冬期の寒冷は相當峻烈であつて零下十五、六度に下降することも珍しいことでなく、交通不便と相俟つて工事の難澁は想像に餘りあるものがあつた。一例を擧げると堰堤、沈砂池



第三發電所水槽前



第三發電所

(六三)



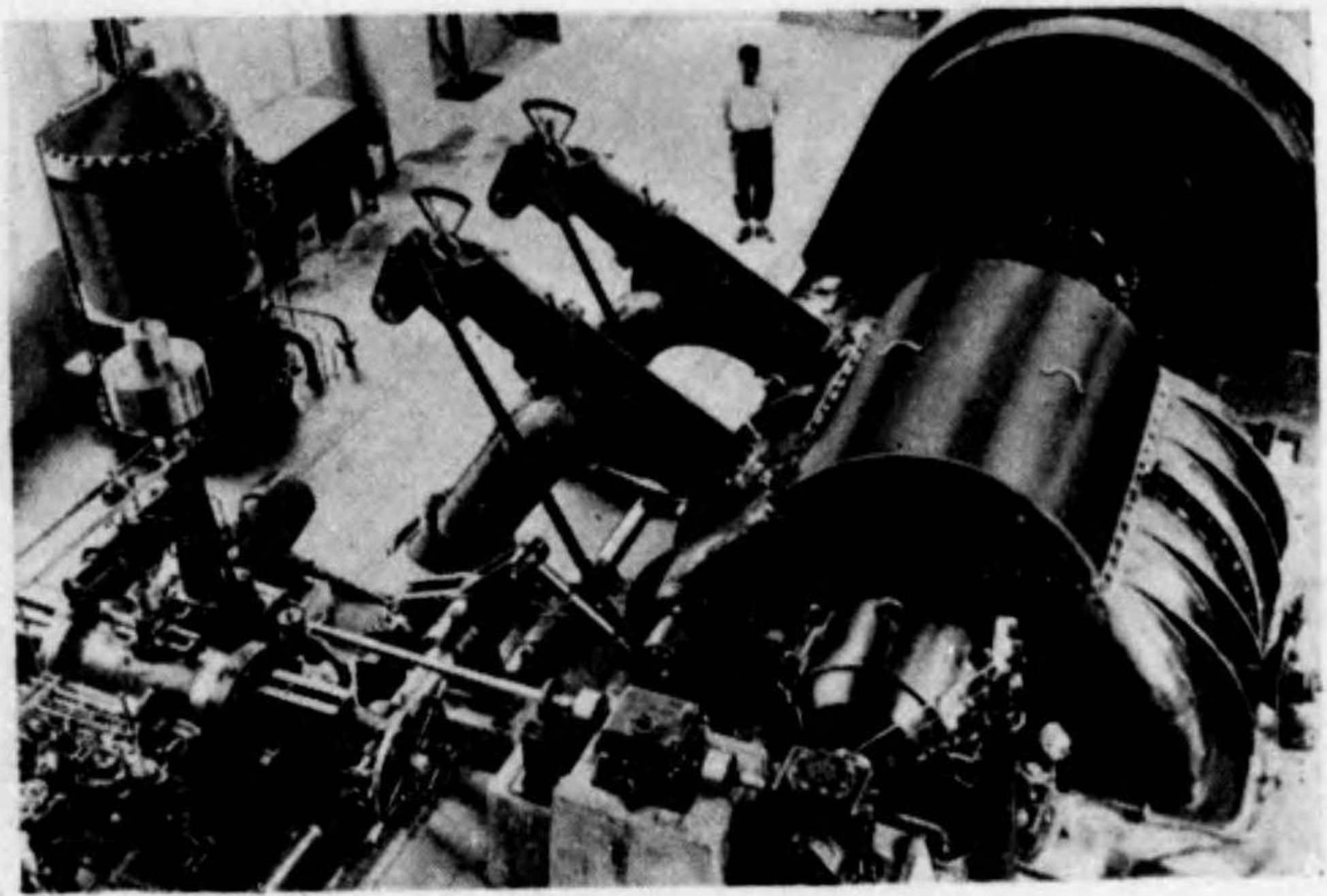
第三水力工事ノ堰敷及取水口前岩盤

- (A) 取水口砂路敷基盤
- (B) 取水口前砂路敷高チ示ス
- (C) 堰前砂排門前ツカノ堰
- (D) 堰砂排門基岩盤



第三水力堰及沈砂池ノ全景

(六二)



第三發電所發電機室



同上發電所地鎮祭  
昭和十一年十一月二十四日

隧道等水路工事區域の半ばより上流に要する「セメント」其の他の材料は、總て人肩により、又重量機械類は谷を越へ、尾根より尾根へ、假設索道を架し、空間を通して搬入したのであつた。自然本工事にあたつて、比較的多くの犠牲者を出したことは、洵に遺憾に堪へない次第である。

茲に一言斷つて置かねばならぬことは、當水力工事は附帶命令として、水路開鑿區間に幅員六尺軌道車を通し得る道路を開設する筈であつて、之は工所用材料運搬道路に流用する豫定であつたが、經濟界は滿州事變に續き日支事變の影響を受け、急騰する物價並に勞銀の暴騰、又は勞力不足等に災せられて、意の如く労働者並に物資の供給を圖り得ず、己む無く該道路工事を後にして、水路其の他の主眼目的工事に全力を傾注した結果、此の道路を使用出来なかつたのは、返へす返へすも遺憾であつた。

上述の如く當所は工事を遂行するには、従事員の勞苦甚だしいものがあつたが、他面一度急湍飛瀑の激流伊那川の河畔に立ち、幽邃なる原始林に圍まれ夏

尙白雪を貯へる駒ヶ岳の雄姿を仰ぐ時、其の自然美に打たれ恍惚として無我の境に入らざる者無き雰圍氣は、一日の激務を慰めて餘りあるものであつた。殊に新緑の若葉（六月初旬）紅葉の鮮麗（十月中旬）は蓋し天下一品といふも誇稱ではない。

當所は既設第二發電所取水口より上流三杆の、伊那川本流及び今朝澤の合流点に堰堤を築造し、右岸に沿ひ取水口、沈砂池、隧道を経て水槽に至る、二、五二一米突の地点より水壓管を敷設し、第二發電所沈砂池の下流水路上に、發電所を設置したもので、本發電所使用後の水は、伊那川本流又は第二發電所の水路いづれにも放水し得ることになつてゐる。又電氣工事にあつては、所謂「ワンマンコントロール」の方式にて、其の選定に當つては、當會社最大の發電所なれば送電の確實を期する事に意を用ひ、徒に複雑を避け實用的に設計した。當會社の發電所中最後に建設されたもので制御方式の最も完備したものである。所内用設備は、廿五吨吊起重機及び蓄電池を除き、他は全部日立製作所製である。

其の他機械重量物運搬は〇〇驛より現場まで、二呎「ゲージ」八疋軌條を敷設したる當會社専用軌道に、五吨「ガソリン」機關車二輛を入れ運搬した。最大重量物は發電機固定子で、九吨運搬には現場製作の重量物用「トロリー」二台を用ゐる一〇吋「アイビーム」に荷物を吊り、機關車二輛直列運轉せしめ、途中障害なる岩石の切取その他、保強工事を施す等相當苦心を拂ひ、故障なく送達せしめたのであつた。又發電所工事に先立ち、發電所取水口間の配電線路建設を工事中、工所用動力線の幹線として使用するの、他の工所用假設備に先立ち、早急完成せしむるを要する時、道無き懸崖を踏破して建設することは頗る難澁、途中露營をなしつゝ、建設に従事し、昭和十一年十二月完成、第二發電所に工所用假變電所の出來上るのこ相俟つて、同月より三、三〇〇ボルトによる、工所用動力を供給するに至つたのであつた。

當建設工事は、昭和十一年十一月土木工事に着手し、昭和十三年二月發電所機械の据付を完了せしめて通水、同年三月十二日監督官廳の検査を終了し、同



第三發電所竣功碑



同上發電所竣功碑除幕式記念

日より營業送電を開始したのであつた。又工事中は現場に〇〇〇出張所を開設し、工事は石川取締役指導の下に、駒村正太郎氏を出張所長として、土木工事に新井文藏、小林仁平其の他の諸氏が之に當り、電気工事は桑名安之助氏を責任擔當者として楯勤一、小澤義雄其の他、又事務關係は堀口篤、鳴海瀧治郎、田中千之、吉村源次諸氏の陣容を以て、支配人五藤三郎氏指導の下に、本社員宮川茂、橋本瑞穂、梶田千秋、佐藤利明の諸氏と連絡して、建設を進めたのであつた。尙工事請負關係は、土木工事並に發電所建物道路工事等は、奥田組が請負つたのであつたが、電気機器の据付のみは直營工事で完成した。

**第四發電所** 第四發電所は始め大同電力會社が、工事用動力に充つるために、水利使用の出願をしたものであつて、大正六年四月に水利使用の許可があり、全年十月に工事竣工し、〇〇〇〇〇〇兩發電所の建設工事用動力として、大いに活用せられたものであつたが、使用達成の後には暫く發電を中止して居つた偶、信美電力會社が創立してこの水利權を譲り受け、改めて水路を川の對岸

右岸に開鑿したのであつたが、其の後合併により當會社へ繼承したことは前述の如くである。

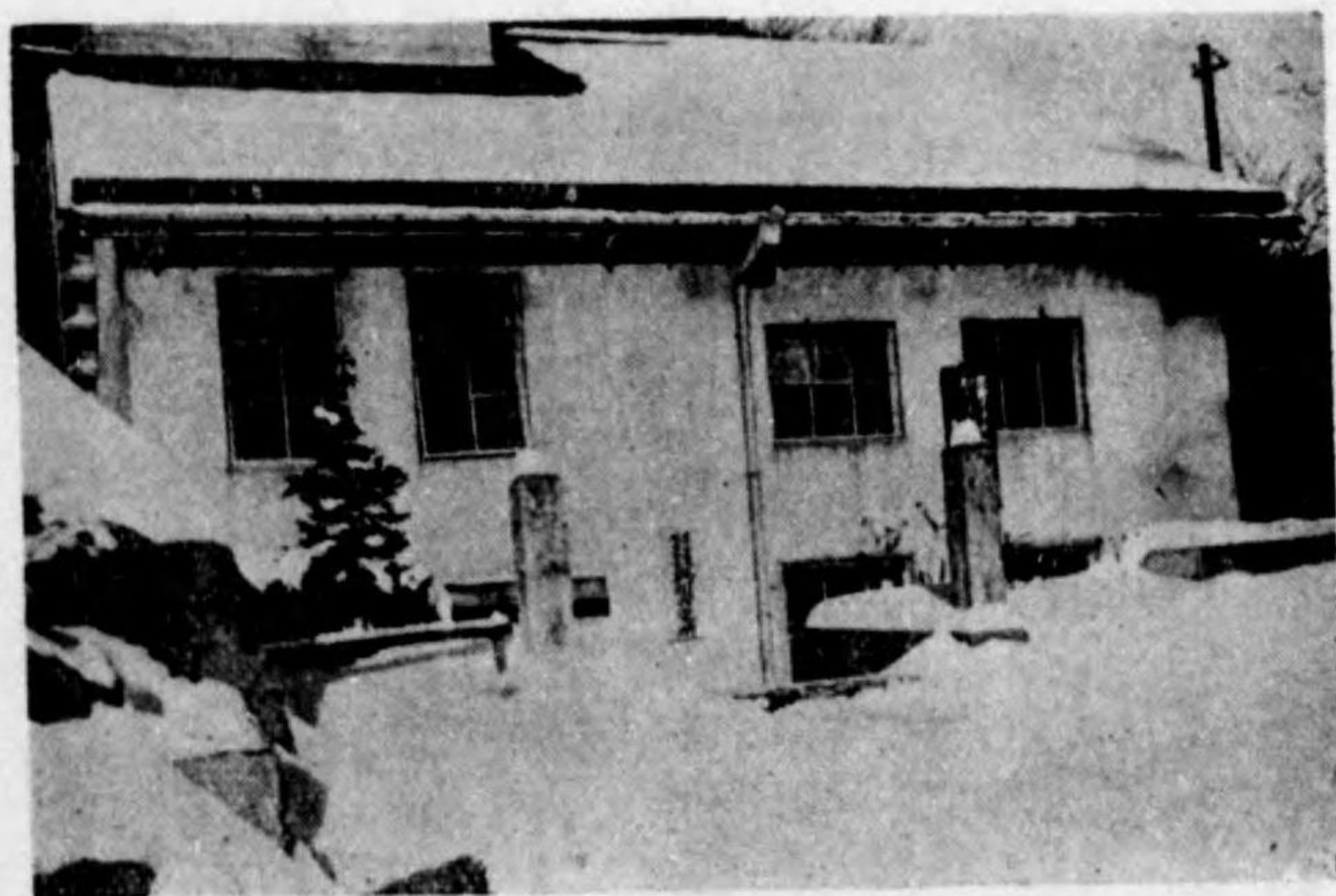
與川は其の源を南駒ヶ嶽山系の高曾根山に發し、中央線〇〇〇驛より木曾川に沿ひ上ること約三軒、木曾川の左岸に於て同川に合流してゐる。水源地一帯が與川御料林であるから水量も相當豊富であるが、林相は比較的淺いので渇水状態は、伊那川、蘭川に比べて稍劣る方である。木曾八景の一つである、與川の秋月を以て名高い與川は則ちこの川の上流にあり、標高一六〇〇米餘の南木曾山の峻峰を南西に望むで居る、溪谷狹まり綠樹蔚然として天を蔽ふて居る。

本水力は木曾川本流との合流点より與川に沿ひ開設せられてゐる里道を、上ること約四軒の與川部落に近く堰堤を築造し、更に支流下山澤の流水を一本の隧道により堰堤の直前左岸に導き、之を本流と共に右岸に取入れ、沈砂池並に開渠二ヶ所及び十三箇の隧道を通し、其の間二、二二八米の水路を経て水槽に達し、水壓鐵管により木曾川合流点に近く築造せる發電所に入り、與川に放水す



工事ノ中ノ第四水力  
第一號隧道落口及本  
流堰堤ノ全景

工事ノ中ノ與川支流堰堤ノ全景



第四發電所

るのである。所内電気設備は當會社中唯一の外國製品であつて、操作方式は全自動式で、自働發電所の建設漸く盛んならんとする時代に建設せられたもの、本邦に於て最初より自働發電所の計畫の下に、建設されたる發電所としては屈指のものと思はる、其の操作方式は一般の自動式と異なるころなきも、制御機は端西「ブラウンボベリー」會社獨特のものを用ひ、其の働作も良好である。

大正十五年一月着工し昭和二年一月竣工、全月監督官廳の検査を終了、一月十九日より營業送電を開始したのであつた。自働水位調整器、自働並列装置等も、當時としては珍しき設備で、其の成績も懸念されたが、後者は多少改良したのみで、所期の成績を収め得たのであつた。

**第五發電所** 中央線を〇〇〇驛に下車し、木曾川に沿つて下流に約二軒ほど行くこ、一つの溪流が木曾川に流れこんで居る、これが當發電所のある蘭川であつて、その源は南木曾嶽や大平峠、清内路峠などの御料林に發して居る。従つて流域の森林状態は、伊那川に次いで良好であつて、川の流も急であり水

量も豊かである。交通については此の川に沿つて飯田に通ずる縣道があり、また〇〇〇からは帝室林野局の森林鐵道が通じて居るので、物資の運搬も便利である。

蘭川の流に沿つた〇〇〇の町は、舊中仙道の宿場であつて、これから嶋崎藤村の小説「夜明け前」で知られた、馬籠峠を通つて岐阜縣の中津川に出るところがてきる。曾て 明治天皇の中仙道御巡幸のときは、此の路を行幸あらせられたのであつて、〇〇〇にも〇〇〇にも御駐蹕の跡の碑が立つて居るのを見る。

第五水力は始め蘭川第一水力と云つて、大同電力會社に因つて出願せられ、木曾電気會社と競願になつて、なか／＼解決しなかつたのであつたが、大正十四年に、長野縣知事の裁定で解決し、兩會社はその出願を取り下げ、昭和二年一月になつて、大同電力會社の傍系會社である、信美電力會社に水利權が許可になつた。斯くて信美電力會社は直に調査設計をなし、昭和二年十二月に、水利使用計畫の變更と工事の實施認可を申請したのであつたが、この願ひ出は

昭和四年十二月に至り許可せられ、つゞいて工事の實施も認可となつた。然るに折悪しく當時經濟界は極度の不況に陥り、電力の供給も亦過剩の状態で、多くの電力會社は貴重なる取水を空しく放流する有様であるため、準備工事には着手したものの、急速には進捗させ得ない實情で、只管財界の回復を待望せる情勢であつた。

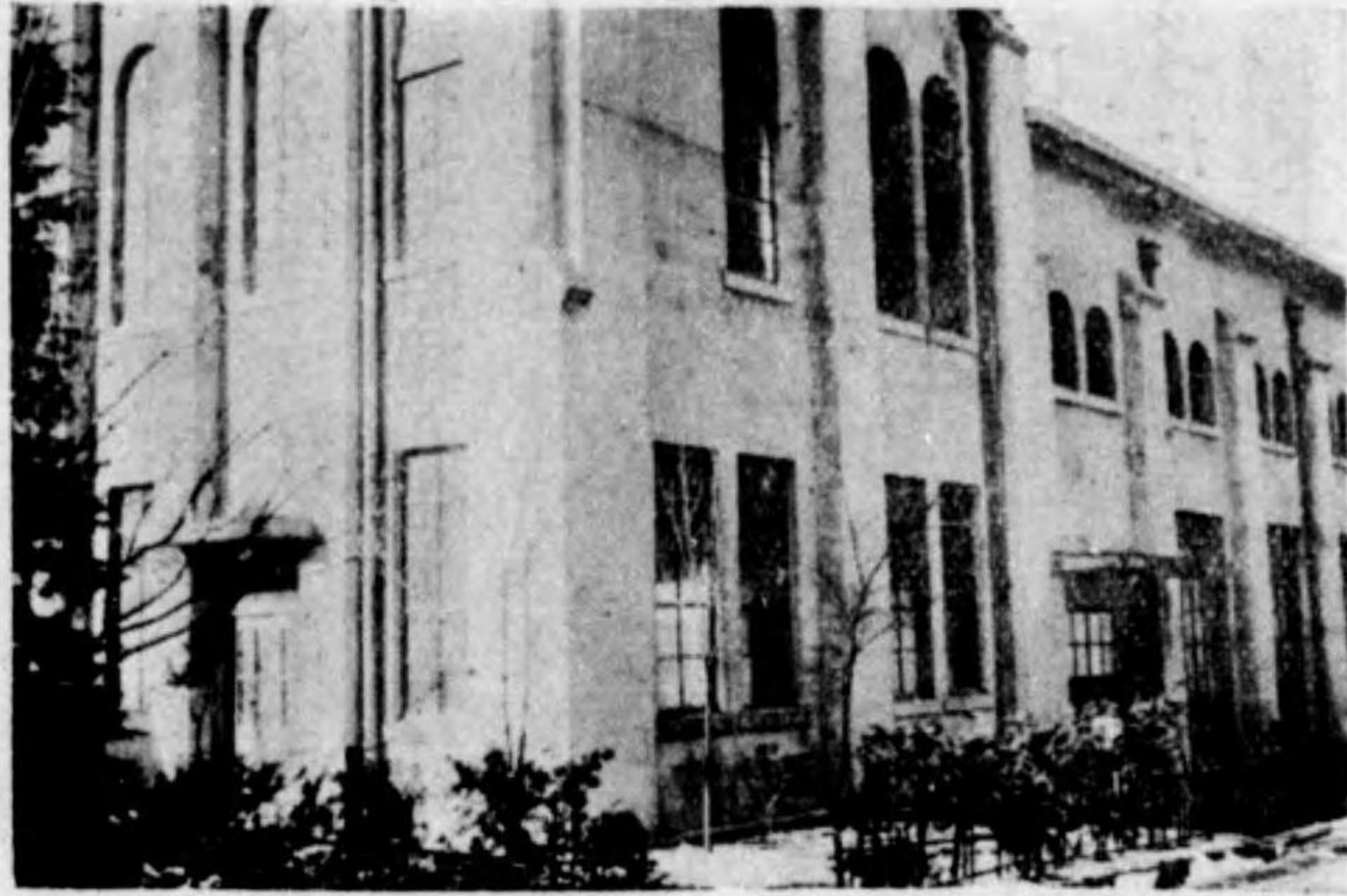
偶、大同電力會社の膽入りで、伊那川電力會社に合併したることは既述の次第である。斯くて此の工事は其のまゝ當會社へ繼承（昭和七年四月）したのであつたが、前會社は工事着手の届出以來前述の事情によつて、實質的に開發をなし能はずして、荏苒四ヶ年を経過して居つたのであつた。

然るに當會社が、本工事を繼承した頃より、經濟界の狀勢も稍好轉の曙光を認め得るに至つたので、愈本格的に工事を進捗せしむることに決し、前會社の設計より取水口を一八〇米上流に変更して、諸般の準備を整へ、昭和八年十月より、愈々實質的工事に着手したのであつた。

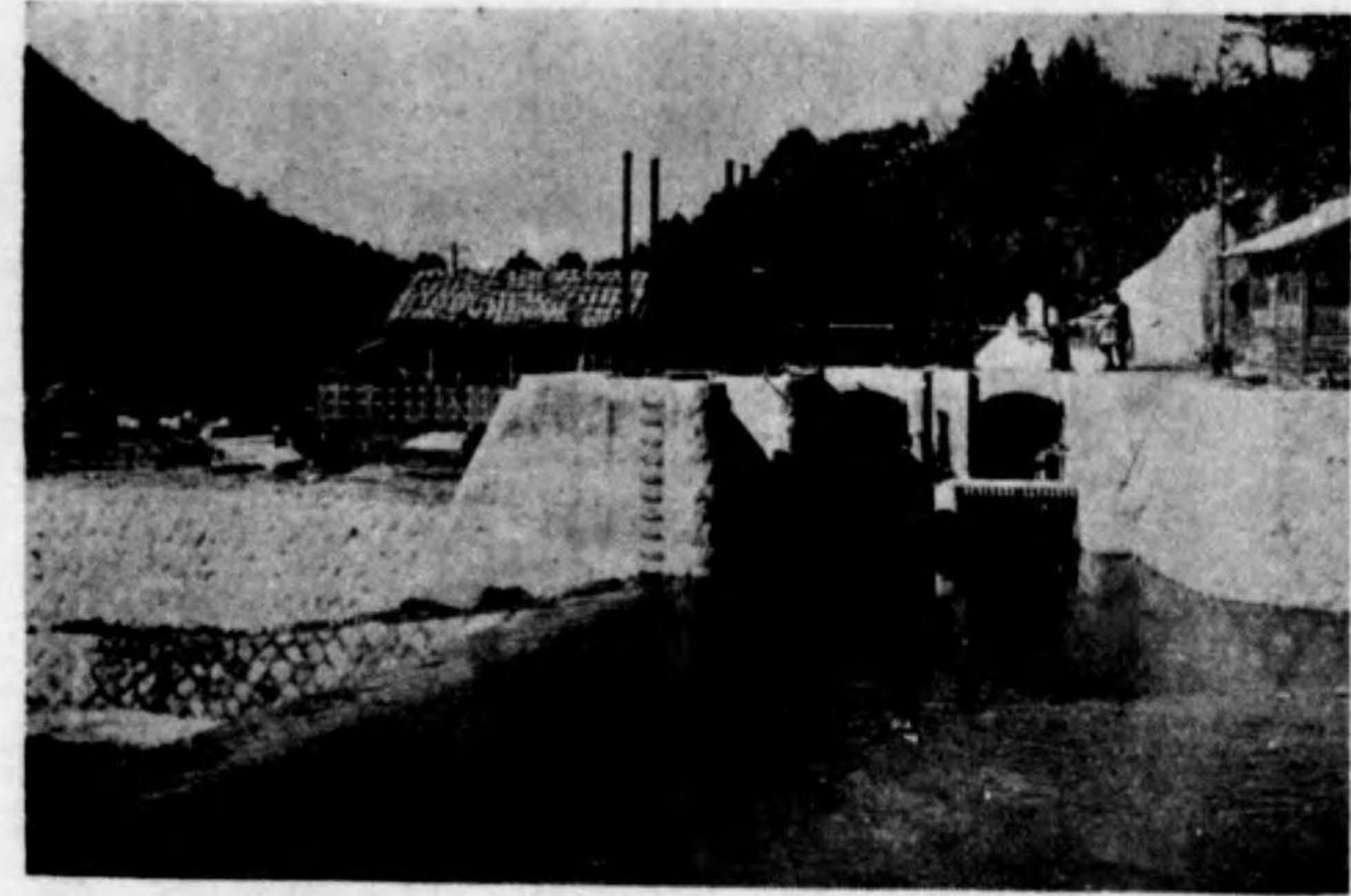


此の水力は當會社の發電所中、最も人里に接近して造られてゐるものであつて縣道沿ひの○部落から下降するところ、約七百米にして○○の右岸に達する。此處に堰堤を築造して取水、沈砂池、開渠を経、更に十三箇の隧道を通し、途中の溪流大澤、金時澤、押手澤の流水をも取り入れ、サイフォン式導水鐵管を経て水槽に至る、此間三一七六米の水路により水槽に達し水壓鐵管を通じ、○部落の入口に於て發電所を築造、蘭川に放水するのである。

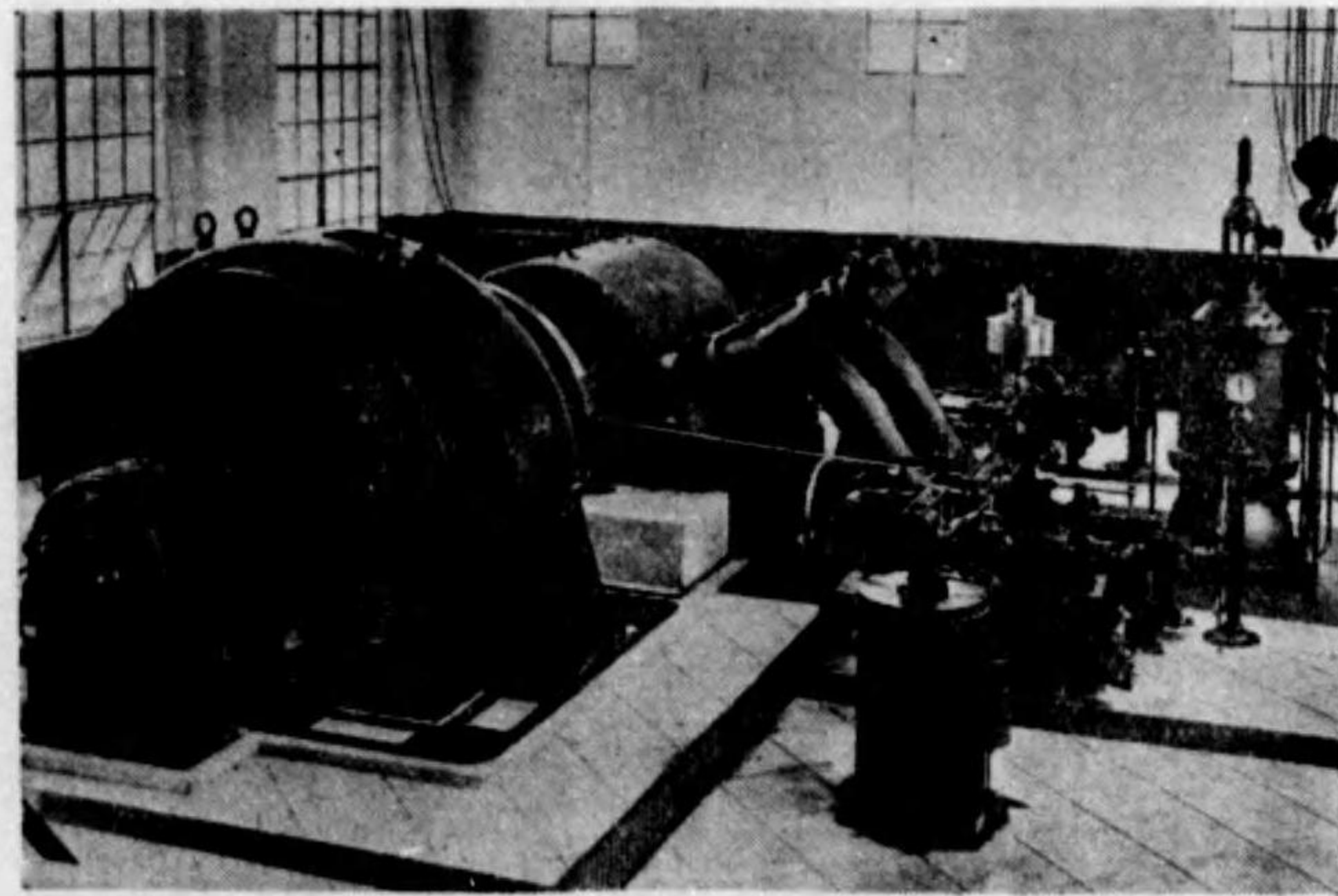
電氣設備については、水量、落差の点より考案して「フランシス」「ペルトン」水車何れにも適するものなるも、運營經濟上「ワンマンコントロール」の設計を用ひ、保守人員を最少限度に留めたるを以て、保守の割合に簡單なる「ペルトン」水車を選定した。尙操作方式も簡單なる日立製作所の標準方式を採用し、機器は一切日立製作所の標準型製品である。又工事用動力は、先づ○送電線を建設、之を○送電線に接続し、逆に電力を受電、工車用假變電所を發電所附近に設置し、之れと共に水路用配電線路を水路に沿ひ建設して、動



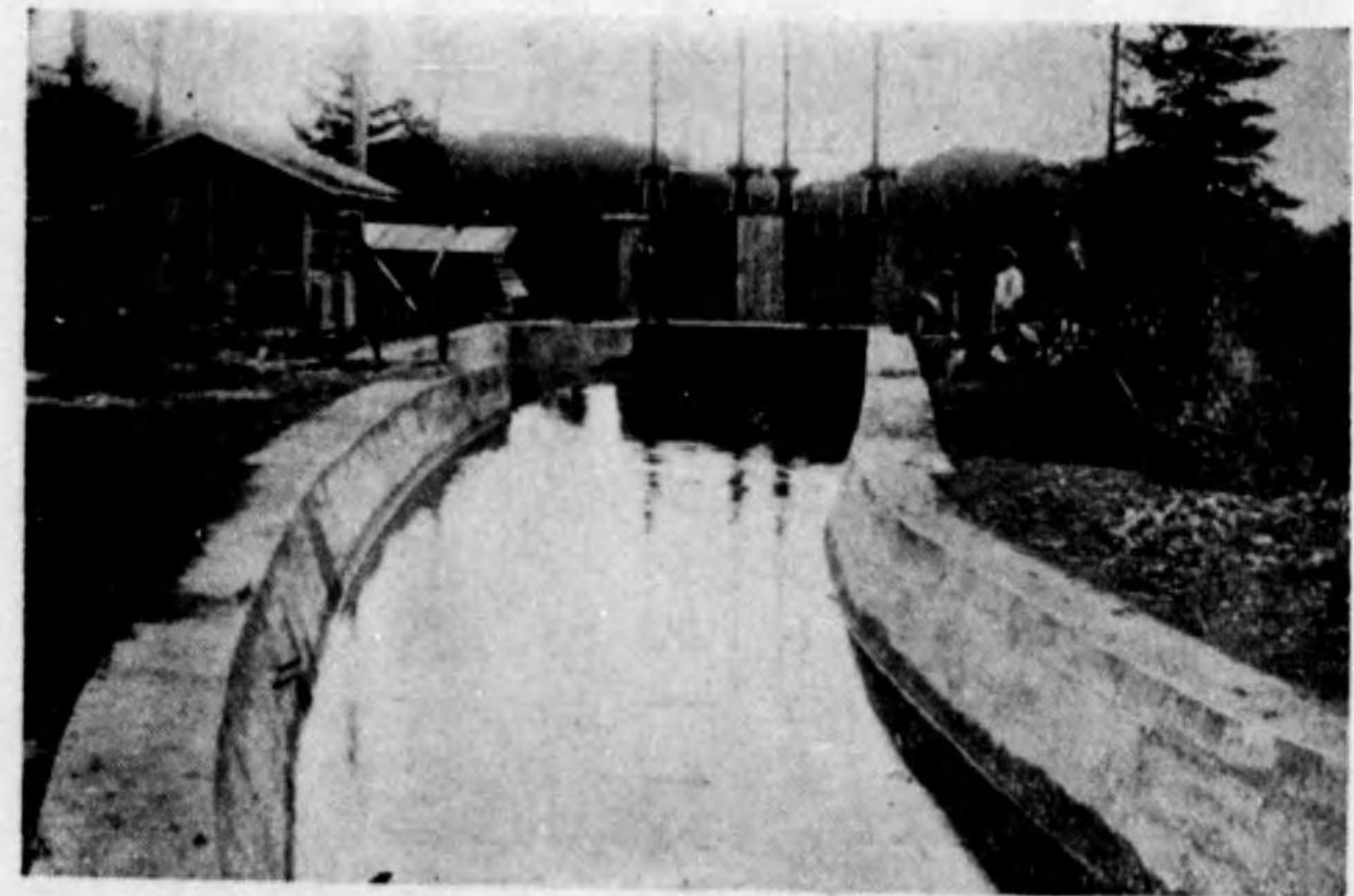
第 五 發 電 所



第 五 水 力 取 水 口 前 及 堰 堤 一 部



全 發 電 室



第 五 水 力 水 槽

(七七)

(七六)

力の供給を行つたのであつた。

尙當水力は取水口より放水路に至る迄、途中の水路其の他の工作物は、總て縣道に沿ひ構築したのであるから、工事中材料、機械の運搬従事員の往來等、頗る至便且つ容易であつた。

斯くて昭和九年十二月初め土木、電氣其の他附屬工事も、滞りなく竣功し、十二月六日監督官廳の検査も終了、即日營業送電を開始したのであつた。因に本工事中は發電所敷地の一部に、○○出張所を開設し石川取締役、五藤支配人等指導の下に、駒村正太郎氏を出張所長兼土木工事責任擔當者として、堀田龍男、原田英生諸氏之に當り、電氣工事にありては、桑名安之助氏を責任擔當者として、武田恭一、楯勤一の諸氏、事務係に大崎義保氏其の他が従事したのであつた。

尙土木工事は奥田組の請負にて、電氣工事は總て直營を以て施工したのであつた。

### 三、變電所及送電線

○○變電所 當所は元大同電力株式會社（現日本發送電會社）賤母發電所構内にあり、第四發電所の電力を此處にて受電し○○、○○○「ボルト」に昇壓、○○發電所發生電力と合し○○送電線により、名古屋、大阪方面に送電せんとする目的で、設置されたものであつた。尙第四發電所の他に第五水力、第六水力、○○放水口水力等の發電所を順次開發し、當變電所を通して大同電力會社に供給する目的であつたので、變壓器容量、配電盤、開閉裝置等は此れ等開發電力をも受電し得ることとして設計せられ、配電盤を除く他の設備は全部屋外に裝置してあり、小容量ながら纏りのよき配列をなしてゐる。又建設工事は全部直營工事で、第四發電所と並行して施工、同發電所と同時に竣功したのであつた。

第四發電所の竣功後引續き開發する豫定であつた、蘭川筋其の他の水利地点は、財界の不況其の他の關係で、永らく未開發のまま、經過し、自然變壓器の容

量にも余力があつたが、當時の社情としては、全計畫を早急に開發し能はざる事情であつたので、大同電力會社が、木曾電氣株式會社(現中部配電株式會社)〇〇發電所の發生電力を、受電するにつき電壓上昇のため、昭和七年十月より當變電所を使用せしむることなつた。其の後昭和九年十二月に至つて第五發電所の竣功を見るに至り、豫定の通り當變電所に受電することになつたので、之れを以て當所は三發電所の發生電力約〇、〇〇〇「キロワット」を、受電することとなり現在に至つて居る。

送電線 既述の如く當會社の發電計畫は、總て木曾川本流に並列して、大同電力會社(現日本發送電會社)の架設せる送電線に連絡せしむるものであるから、獨立せる長距離送電線なるものは當初より建設せず、所謂發電所間或は昇壓變電所間の連絡線の程度であつて、電壓も低く(〇〇、〇〇〇「ボルト」)且つ短距離である。

各送電線に就て、其の施設狀況を概説せば左の通りである。

**第三第一發電所間送電線** 第三發電所と同時に建設されたるもので、當所の發生電力を、第一發電所にて受電、此所にて第二第一發電所發生電力と合せ、〇〇、〇〇〇「ボルト」に昇壓するための連絡線である。將來開發せらるる越百水力の電力輸送を考慮し、第三第二間は二回線乘鐵塔を採用、第二第一間は鐵柱を採用し工事は全部直營工事にて施行したのであつた。

施設概要

|           |             |          |
|-----------|-------------|----------|
| 區間        | 自第三發電所      | 至第一發電所   |
| 電壓、百長、回線數 | 〇〇、〇〇〇「ボルト」 | 〇・〇軒 一回線 |
| 電線        | 四耗七本燃裸硬銅線   | 三條       |
| 碍子        | 懸垂並ビン型併用    | (松風碍子製)  |
| 支持物       | 鐵塔〇〇基 鐵柱〇〇基 | 大阪今泉工作所製 |

**第二第一發電所間送電線** 第二發電所と共に建設せられ、當時は〇、〇〇〇「ボルト」にて送電中であつたが當會社へ讓受後は電壓上昇をなし〇〇、〇〇〇「ボルト」に変更したるものである。二回線設備あり、第二發電所のみなれば一回

線を以て充分送電し得るを以て、將來○○水力開發の曉、該電力輸送に當り第二發電所迄は第三第一間線に添架し、第二第一間は此送電線を二回線並列使用して、經濟的に運用をなさんと計畫したものである。

施設概要

區 間 自第二發電所 至第一發電所  
 電壓、亘長、回線數 ○○、○○○「ボルト」 ○・○杆 二回線  
 電線 二、九耗七本燃裸硬銅線 六條  
 碍子 懸垂並ビン型併用  
 支持物 耐張型鐵塔○基 鐵柱○○基

**第四發電所○○變電所間送電線** 第四發電所建設と並行建設されたるもので、同所より木曾川に沿ひ○○變電所まで、全部鐵柱構造の線路である、第○號以降は、第五發電所○○變電所間線を添架し二回線乗りこして設計されてゐる。尙工事は名古屋愛工社が請負ひ施工したのであつた。

施設概要

區 間 自第四發電所 至○○變電所  
 電壓、亘長、回線數 ○○、○○○「ボルト」 ○○・○杆 一回線  
 碍子 懸垂並ビン型併用 (日本碍子製)  
 支持物 鐵柱○○○基 巴組鐵工所製  
 添架電話線 四耗裸亞鉛鍍鐵線 一回線

**第五發電所○○變電所間送電線** 第五發電所工事に先立ち、第四發電所○○變電所間送電線第五七號柱より第五發電所まで建設架線し、發電所工事用動力線として使用、五七號以降○○變電所迄は第四發電所○○變電所間送電線支持物に添架したのである。

施設概要

區 間 自第五發電所 至○○變電所  
 電壓、亘長、回線數 ○○、○○○「ボルト」 ○○・○杆 一回線  
 電線 二耗十九本燃裸硬銅線 三條  
 碍子 懸垂並ビン型併用  
 支持物 鐵塔○基 鐵柱○○基 (内○○基は第四、○○變電所間線と共同)  
 單獨線路分は 服部製作所製





第一水力沈砂池、第一第三送電線、第二第一送電線

添架電話線

四耗亞鉛鍍鐵線

一回線

#### 四、建設費

當會社の開發又は開發計畫せる水利地点が、發電所として種々の点に於て優れて居ることは、屢々述べたる通りであるが、今既設發電所の建設費を記述せば左の如くである。

| 發電所名稱 | 建設當時<br>一キロ當建設費 | 解散當時<br>一キロ當建設費 | 竣工年月      |
|-------|-----------------|-----------------|-----------|
| 第一發電所 | 三二五、六〇          | 二八〇、二〇          | 昭和四年二月竣工  |
| 第二發電所 | 三八〇、八〇          | 二八三、七〇          | 全 三年十二月讓受 |
| 第三發電所 | 二五五、〇〇          | 二四〇、六〇          | 全十三年三月竣工  |
| 第四發電所 | 二七二、一〇          | 二三六、一〇          | 全 二年一月竣工  |
| 第五發電所 | 二四五、〇〇          | 二一一、三〇          | 全 九年十二月竣工 |
| 平均    | 二八二、三九          | 二四五、七〇          |           |

### 第三章 電燈、電力供給事業の譲渡

昭和十年頃より、電燈電力供給を簡素化せしむる政府の方針に基き、供給區域の整理統合と云ふことが頻りに唱へられ始めたが、當局は漸次之を實行に移し、不自然に重複せる供給區域又は比較的狭小なる供給區域、或は經營上地域的に不自然に隔離して居る供給區域等は、適當なる經營者の供給區域に併合、又は數箇の經營者を合併せしむる等のことが各所に行はるゝに至つた。

當會社附近に於ける供給區域の分布状態は、數箇の小區域が相隣接し、各區域の經營者も亦各独自の營業方針の下に經營せられて居つたので、名古屋遞信局の當局者は、此れ等の區域を打つて一丸となさしむる方針の下に、屢々關係事業者を招集して、事業者が自主的に買収或は合併其の他の方法を講じ、當局の方針を實現せしむることを慫慂するところがあつた。

於是岐阜縣多治見町（現今多治見市）より、長野縣西筑摩郡大桑村に至る、國

鐵中央線の沿線にある當會社初め左記七事業者が、東邦電力株式會社の多治見區域を主体として、新に創立せられたる中部合同電氣株式會社へ、事業の全部又は一部譲渡の形式を採つて、當局の統合目的に添ふこととなつた。

中部合同電氣株式會社へ供給區域の譲渡會社

|          |          |
|----------|----------|
| 木曾發電株式會社 | 木曾電氣株式會社 |
| 中津電氣株式會社 | 矢作水力株式會社 |
| 東濃電化株式會社 | 妻木電氣株式會社 |
| 東邦電力株式會社 |          |

上記の如く成案を得たので、當會社は昭和十二年八月二十日、中部合同電氣株式會社發起人總代山田平十郎氏との間に、供給區域内左記電氣工作物の譲渡契約を締結し、同十三年八月一日譲渡物件の引渡を完了したのであつた。其の結果當會社は配電事業を失ふに至り單純なる電力卸賣會社となつた。

讓 渡 財 産

供給區域 長野縣西筑摩郡大桑村一圓

配電設備 架空電線路 亘長 四三軒四

需用者屋内設備 電燈總取付數 四三四五個

讓渡價格 金七萬壹千參百七拾八圓八拾七錢

讓渡契約書

本會發電株式會社(以下甲ト稱ス)ト中部合同電氣株式會社發起人總代山田平十郎(以下乙ト稱ス)トノ間ニ電氣供給事業讓渡ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 甲ハ長野縣西筑摩郡大桑村一圓ニ於テ經營セル電氣供給事業並ニ之ニ屬スル財產ヲ乙ニ讓渡スルモノトス

第貳條 前條ニ依リ讓渡スベキ事業並ニ昭和拾貳年四月參拾日現在ニ於ケル財產(別紙目錄ノ通リ)ノ讓渡代金ハ金七萬壹千參百七拾八圓八拾七錢トス

昭和拾貳年五月壹日以降讓渡實行日迄ノ間ニ讓渡財產ガ増加シタル場合ハ甲ハ實費ヲ以テ之ヲ乙ニ讓渡スルモノトシ讓渡財產ガ減少シタル場合ハ甲ノ代表者及乙ニ於テ協定

ノ上之ニ相當スル金額ヲ甲ノ讓渡代金ヨリ控除スルモノトス  
前二項ニ依ル讓渡代金ハ讓渡實行ノ日ヨリ五日以内ニ乙ヨリ甲ニ之ヲ支拂フモノトス

第參條 讓渡期日ハ昭和拾參年八月壹日トス但同日迄ニ讓渡ニ必要ナル手續ヲ遂行シ難キトキハ

甲及乙ニ於テ協定ノ上之ヲ延期スルコトヲ得ルモノトス

第四條 讓渡實行期日迄ニ讓渡事業並ニ財產ヨリ生ジタル損益ハ甲ニ歸屬スルモノトス

讓渡實行期日前ニ甲ノ決算期到來シ決算ヲ爲ス場合ハ決算ニ付豫メ乙ノ承認ヲ得ルモノトス

第五條 甲ハ讓渡事業並ニ財產ノ管理保有ニ關シ最善ノ注意ヲ爲シ之ニ重要ナル變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ乙ノ承認ヲ得ルモノトス

第六條 讓渡實行ノ際ニ於ケル甲ノ讓渡事業關係従業員ハ之ヲ全部新規採用ノ手續ニ依リ乙ニ引繼クモノトス

第七條 甲ハ昭和拾貳年拾月參拾壹日迄ニ株主總會ヲ開キ本契約ノ承認決議ヲ經ルモノトス

第八條 乙ハ本契約ニ基ク事業並ニ財產ノ讓受實行前ニ中部合同電氣株式會社(以下中部ト稱ス)ヲ設立ノ上本契約ヲ中部ニ承繼セシムルモノトス

第九條 前各條ノ外本契約履行ノ爲メ必要ナル事項ハ甲及乙ニ於テ協定ノ上實施スルモノトス

第十條 甲ノ株主總會ニ於テ本契約ノ承認決議ヲ經ルコト能ハザルトキ又ハ本契約ノ實行ニ關シ監督官廳ノ許可認可ヲ得ルコト能ハザルトキハ本契約ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

右契約締結ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ各自其ノ壹通ヲ保有ス

木曾發電株式會社

取締役社長 増田次郎

中部合同電氣株式會社

發起人總代 山田平十郎

昭和拾貳年四月參拾日現在讓渡財産目錄

一 金六萬壹千九百八圓七拾七錢 配電設備

一 金九千四百七拾圓拾錢 需用者屋内設備

合計金七萬壹千參百七拾八圓八拾七錢也

### 第四章 營業

當會社の電源は、全て舊大同電力會社の木曾川筋送電線に近接して存在して居つたので、極めて短距離送電線に止まり、長距離送電線を持たざる當會社の特異性は既述の次第であるが、發生電力販賣に關する業務の簡素なることも亦特徴の一であつた。

即ち僅かに發電所地元の關係にて、西筑摩郡大桑村一村を供給區域として、少數なる電燈供給をなすの外、發生電力は全部大同電力會社（日本發送電會社が大同電力を吸収後は同社へ供給）へ、年定額料金を以て供給し、其の受電地点も悉く皆當會社の各發電所引出口に於て、受渡をなすものであつたが、電燈供給區域を讓渡してからは、營業事務は一層簡素化せられたのであつた。尙右の外大同電力會社の委託を受けて、第一發電所發生電力の一部を、鐘ヶ淵紡績株式會社〇〇工場（供給區域を中部合同電氣株式會社へ讓渡後は同社へ供給）

へ供給するのこ、本會電氣株式會社が、同社の○○發電所發生電力を大同電力會社へ供給につき、電壓上昇の必要上當會社○○變電所の變壓器を使用せしめることがあつたが、前者の電力は當會社が既に大同電力會社へ賣渡したる電力の中を委託により供給したのであるから、當會社との間に料金關係は無く、後者につきては當方は變壓器の容量に餘裕あるを使用せしむるのみで、他の施設は皆他社の設備するものであつたので、僅少なる通過料を收納するのみで、電力料金關係の無かつたことは前者と同じであつた。

上述の如く電力の供給先は一會社、且つ受給條件も可及的簡單に取極められて居たので、當會社には季節的に生ずる餘剩電力の賣捌、渴水による不足電力の調達等の問題も起らず、又電力料金の計算、集金事務等亦頗る容易であつたので、當會社の就業員は極めて少數を以て、全社務を辨ずることが出來た次第である。

當會社が需用地への送電線を有せず、電力の消化を他會社の送電線に依存して居つた反面には、相手方に供給條件に關する死命を制せられて居つたので、需給契約期限の到來する毎に、當事者は料金其他條件の折衝に相當苦勞を重ねたものであつた。電力需給の取引先は當會社と親子の關係にあつたが、利害相反する場合に、各自社の業績向上を念願する上に於いて、蓋し已むを得ざることであつた。自然或時には親會社の犠牲になつた場合もあつたが、他面親會社より諸種の利益、被護を受けたることも事實である。斯様な次第で受給電力料金等は相當低率に取り極められてゐたが、結論的に當會社の發電所建設費が、安價に出來てゐたのが強味であつて、終始良好なる業績を挙げ得たのであつた。自然固定資産の銷却等についても、平素充分配意をしてあつたので、會社解散後清算の結果、株主へは相當有利なる條件にて殘餘財産の分配を爲すことが出來たのであつた。

上述の如く當會社の營業は、頗る簡單ではあつたが業績を擧ぐる爲めには、電源の地理的關係上、良質且安價なる電力を發生せしむることが絶対條件であ

つたので、自然當會社の生命は、發電所の建設費を安價に仕上ぐることにあり、歴代の當事者は此点に全力を傾注したのであつた。創立以來電力供給の状況は左表の如くである。

| 供給開始年月  | 供給先       | 供給最大電力       | 合計供給電力                     | 供給料金                | 備考                       |
|---------|-----------|--------------|----------------------------|---------------------|--------------------------|
| 昭和三年七月  | 大同電力株式會社  | 一、〇〇〇 K.W    | 一、〇〇〇 K.W                  | 一キロ平均年額<br>六五、七五    | 第二發電所ヨリ供給                |
| 同 三年七月  | 大桑村 一 團   | 電燈動力供給<br>開始 | 電燈取付數<br>三七七三個<br>動力<br>五臺 | 昭和三十二年八月中部合同電氣會社へ讓渡 |                          |
| 同 四年二月  | 大同電力株式會社  | 一、〇〇〇 K.W    | 二、〇〇〇 K.W                  | 六五、七五               | 第二發電所ヨリ供給                |
| 同 四月二月  | 同 右 社     | 一、六〇〇 K.W    | 三、六〇〇 K.W                  | 六五、七五               | 第一發電所竣工供給開始              |
| 同 四年八月  | 同 右 社     | 二〇〇 K.W      | 三、七〇〇 K.W                  | 六五、七五               | 第二既設分使用水量増加ニヨル           |
| 同 四年九月  | 同 右 社     | 一〇〇 K.W      | 三、八〇〇 K.W                  | 六五、七五               | 第一既設分使用水量増加ニヨル           |
| 同 七年四月  | 同 右 社     | 一、七〇〇 K.W    | 五、五〇〇 K.W                  | 五九、〇〇               | 信美電力合併ニヨリ                |
| 同 九年七月  | 同 右 社     | 二、六〇〇 K.W    | 八、一〇〇 K.W                  | 五三、〇〇               | 第四發電所繼承供給開始              |
| 同 十三年三月 | 同 右 社     | 六、〇〇〇 K.W    | 一四、一〇〇 K.W                 | 四三、一〇               | 第五發電所竣工供給開始              |
| 同 十四年四月 | 日本發送電株式會社 | 一四、二〇〇 K.W   | 一四、二〇〇 K.W                 | 四三、一〇               | 第三發電所竣工供給開始              |
|         |           |              |                            |                     | 大同電力が日本發送電ニ吸収セラレタルニヨリ肩替リ |

創立以來電力營業の状況は前表の如くであるが、電力管理法が發布せられ、當會社が依存關係の最も深かつた大同電力株式會社が、日本發送電株式會社へ吸収せられて後の、電力供給業務の變遷は我邦產業界が自由、經濟より統制經濟に轉ずる様相の一端を窺知するに足るので、特に記述することにす。

昭和十四年四月一日を以て、大同電力株式會社は其の事業及財産全部を、日本發送電株式會社へ出資、讓渡又は繼承した結果、當會社が大同電力會社へ供給してゐた電力も、從來の供給契約を其の儘繼承することになり、同日より日本發送電會社へ供給することになつたのであるが、此の供給契約は暫定的のもので、電力管理法の規定によつて、有効期限も同年十一月末日と云ふことに定められた。日本發送電會社に於ては、電力受給の條件を全國的に統一する政府の方針に基き、間も無く當會社と供給契約改定の折衝をなすことになつた。此の場合供給上の諸條件は、兩社間の協定に依り取り極めることが出来るのであるが、電力料金の決定のみは政府に於て決定することになつて居る。

然して政府は電力國家管理を行ふに當り、發布法令の冒頭に其の主義を示し第一條に於て「電氣の價格を低廉に其の量を豊富にして之が普及を圓滑ならしむる爲」とあるので、料金を決定するに當り、一般的に各電力會社間の既契約料金を低下せしめらるゝことは推察をして居つたのであつた。尤も全國的に見たる標準料金を基礎として、之に各發電所の性能率を參酌して決定せらるゝのであつたが、政府當局の方針は、如何なる場合と雖も値上は認めない鐵則の下に當會社の料率も順應せしめられ、然も從來の契約には無かつた一項が加へられた。即ち出力に對する過去の実績を基礎として、發電量が実績の平均標準より低下せる場合は、逆に補償料を支拂ふことに定められて居る。尤も標準を超過する場合は超過料金を受くることとなつて居るが、其の計算すべき料率は、補償料の場合に比へ極めて少額である。

従つて従前の電力収入より減少する場合が多くなるので、種々折衝を試みたが、電力行政の大方針により定められたる計算方法を變更して貰ふことは出來ず、兎も角政府が決定せられたる料金による収入に従ひ、極力經費の節約を圖ることに方針を立て、昭和十四年十一月三十日附を以て日本發送電、當會社間に劃期的形式内容を持つ電力受給契約が成立した。而して之が電力料金決定につきては、昭和十四年十一月三十日附を以て、當會社及び日本發送電株式會社連名を以て、遞信大臣宛申請同日附決定せられたのであつた。

是より先、大同電力會社が第一發電所に於て、鍾ヶ淵紡績會社本會工場用電力を中部合同電氣株式會社へ供給するに當り、當會社が大同に代り供給を爲すことに關する大同、當社、中部間の電力需給契約及び大同電力會社が、當會社の〇〇變電所を通して、中部合同電氣株式會社より買電することに關する中部、當會社、大同間の電力需給契約を結んで居つたが、此の二件も亦昭和十四年四月一日附を以て、大同電力會社の有する權利義務を、其の儘日本發送電會社へ承繼することになり、引續き當會社が代行又は受電することになつた。斯くて當會社は昭和十六年に至り、電力管理擴充の國策に順應して、日本發送電株式會社

法の規定に依り、所有の全電力設備の出資命令に接し、同年十月一日を以て、日本發送電株式會社へ出資設備の繼承をなすと同時に、電力供給に關する業務を閉づるに至つたのであつた。

## 第五章 計 理

**株金第一回拂込並大同電力會社より借入金** 當會社は昭和三年十一月創立に共  
に、第一回株金の拂込一株につき十二圓五十錢、總計五十萬圓を徴收し、續て  
樺太工業株式會社より、第二發電所及び第一水力設備並に大桑村の電燈供給區  
域を、金壹百十七萬五千圓にて讓受けたることの経緯は、第二章「創立」及び「發  
電所、電燈供給事業の讓受」の項にて述べた通りであるが、此の讓受代金の決済  
は、讓受契約並に附屬覺書により、大同電力會社が、手形を以て當會社に代り  
全額を立替へ支拂つたのであつた。尙此の手形は各設備が使用収益を開始して  
より、五ヶ年間年六分の利息を附して繼續することになつてゐて、各設備が使用

収益を得るに至るまでは無利息の筈であつた。之れに對し當會社は大同電力會  
社が、樺太工業會社に負ふ義務と同一條件の義務を、大同電力に對して負ひ手  
形を差入れて融通を受けたのであつた。

斯くて當會社は、創立早々収益を擧げ得る諸設備を取得したのであつたが、  
對價は全額借入金を以て決済した關係上、拂込金の多くは手持ちとなつたので  
之れは大同電力會社へ貸金として、別途借入金に對する支拂利率以上の利率に  
て有利に利用して貰ふことにした。従つて當會社には當時遊資は全然無く、他  
面讓受財産は相當有利に活動し、創立頭初より電力収益を見たので、第一期の  
決算に於て一割の配當をなし、爾來引續き同率の配當を繼續し昭和七年に至る  
まで、資産、負債並に資金關係に大なる變化無く、每期安定せる決算を續けたの  
であつた。

**信美電力株式會社を合併増資** 昭和七年に至り信美電力株式會社と合併の議起  
り、信美電力株式會社の資本金を一部切下げ、一株額面五十圓内十二圓五十錢



拂込の當會社株式十株に對し、同額拂込済の信美電力株式會社株式八株の割合を以て、同年四月三十日合併を遂行し、合併の結果、當會社の資本金は百二十萬圓を増し三百二十萬圓となり、拂込金三十萬圓を増加し八十萬圓となつたことは第三章「合併成立」の項に述べた如くである。

**日本勸業銀行より借入金** 既述の如く當會社は、樺太工業會社より譲受たる電氣設備代金を、大同電力會社より融通を受けたのであつたが、其の貸借手續は手形を以て切換へ繼續する短期のもので、當時同社は積極的に事業擴張中で、資金の需要旺盛なりしところより、長期に亘り融資し能はざること、他方大同電力會社が、當方に代り樺工業會社へ交付しある手形の決済期限も近接する等の關係上、當會社として借入金の一部を長期に振替へ、金繰の安定を圖る必要を生じたのであつた。

於是第二、第一、第四の三發電所に工場財團を設定、之れを擔保として昭和七年七月二十一日、株式會社日本勸業銀行より、年賦償還法により金九十五萬

圓を借入れ、大同電力に對する借入金の返済に充當したのであつた。

| 借入金要項 |                   |
|-------|-------------------|
| 借入金額  | 金九拾五萬圓            |
| 利率    | 年七分七厘             |
| 擔保    | 工場財團              |
| 期間    | 借入ノ日ヨリ二ヶ年据置十五ヶ年年賦 |

**株金第二回拂込** 是れより先當會社は創立の使命たる、未開發水利地点の開發につき銳意準備中であつたが、昭和六年九月滿洲事變勃發し、沈滞せる産業界も稍活況を呈するに至り、電力の新規需要も亦漸次増加の景況となり、新規開發工事を進むる上に於て、適當なる機會を醸成せしむるに至つたので、豫て調査完了せる第五水力を開發することに決し、之れが建設資金に充當のため第二回株金の拂込徴收をなすことに定め、昭和八年十二月二十六日限り、一株につき金五圓總額三十二萬圓を徴收し、同年十月起工せる當工事の進捗に伴ひ使用せられたのであつた。

**株金第三回拂込** 大正四年第一發電所の建設後は財界不況、電力過剰等の事情に災せられ、新に水利地点の開発に着手する能はず、僅かに譲受けの第一第二兩發電所の發生電力を供給して營業するに留まり、新水力開發を以て使命せざる當會社としては脾胃の歎に堪へざるものがあつたが、第五發電所建設工事に着手後は社内一般活氣に満ち、工事は順調に進捗した。之れに伴ひ更に資金の必要を生じ第三回株金の拂込みを徴收することに決定、昭和九年七月二日限り、一株に付金七圓五十錢宛總計四十八萬圓を徴收したのであつた。

**三菱信託株式會社より借入金** 當會社は昭和七年株式會社日本勸業銀行より九十五萬圓を借入れたことは既述した處であるが、當時は久しく硬塞せる金融界が僅かに緩和せられたることにて、利率も相當高率であつた。其の後金融事情も漸次緩和せられ又業績を重ねるに従ひ、當會社の堅實なる經營方針が金融業者にも認めらるゝに至り、相當低率なる資金を得ることが可能なる情勢となつた。

於是當會社は、第五發電所の竣工に續き、伊那川筋第三水力を開發する方針を建て、既借入金の借換へ並に新規擴張資金の借入を企圖し、折衝の結果三菱信託株式會社より、既設工場財團に第五發電所を追加し、四發電所を擔保とし、昭和九年七月十一日金壹百五十萬圓を借入れたのであつた。

借入金要項

|      |         |
|------|---------|
| 借入金額 | 金壹百五十萬圓 |
| 利率   | 年五分參厘   |
| 期間   | 五ヶ年     |
| 擔保   | 工場財團    |

斯くて日本勸業銀行よりの借入金九十五萬圓は、返済期限を繰上げ七月十一日返済し、残額は一時大同電力會社へ融通、第三發電所の開發につき工事の進展に伴ひ、必要の都度返済を受くることにして、遊資の活用を圖つたのであつた。

第三發電所工事は、昭和十一年九月に着工し、所要資金は三菱信託會社より借入れたる金額の一部を充當したのであつたが、本工事は當會社の目論見たる水利地点中最大のもので、完成までには尙相當の資金を必要とした。此の所要資金は三菱銀行名古屋支店及び三和銀行名古屋支店より、工事竣工後株金の拂込をなし返濟する條件の下に、短期資金を借入れたのであつた。

**株金第四回拂込** 斯くて第三發電所工事は、昭和十三年に至り竣工、同發電所も電力収益を擧ぐるに至つたので、茲に第四回株金の制込を徴收することを決定、同年五月二日限り、一株に付十二圓五十錢總額八十萬圓を徴收し、前述第三發電所建設のため借入れたる、短期借入金の返濟に充當したのであつた。

第三發電所が竣工するに及び、當會社の既設發電所は五箇所にして其の發電力は〇〇〇〇餘キロワットとなり、中部地方に於ける電氣供給事業者としても相當重要視せらるるに至り、漸次充實せる内容と共に財界の信望も亦向上するに至つた。自然建設資金も容易に調達可能なる状態となつたので、第三發電所

の竣工に續き、同所の上流越百水力を開發し、益發展を期したる次第であつたが、電力監理法及び日本發送電株式會社法の國策大綱により、水力地点の開發は總て日本發送電會社の專屬事業となり、續いて同法令に基き昭和十六年十月一日、所有の全電力設備を、日本發送電會社に出資をなし解散するに至つたことは既述の次第である。

**收支計算及配當率** 創立以來當會社は終始一貫堅實なる營業方針を採り、新に發電所を建設する場合に於ては、全發生電力賣電の豫約をなし然る後着工することとし、又工事中の所要資金につきては、努めて高利率となる株金の使用を避け、低利なる借入資金を用ひ、工事竣工後、投資金が活用せられ、充分なる使用収益を擧ぐるに至り、株金の拂込を徴收して之れに換ふる等、極力建設費の低廉を圖り、一方經費の節約には特に意を用ひたる結果、低廉なる建設費と相俟つて創立當初の第一期より一割配當を行ひ、爾來第七期に至る迄同率配當を繼續し來つたのであるが、是より先、打續く經濟界の不況は電力業者にも甚

大なる影響を與ふる處あり、自然當會社の電力供給先大同電力會社に於ても漸次低下する業績に鑑み、偶々電力需給契約による電力料金更改期の到來を機として、値下げの交渉を受くるに及び、當會社が創立以來同社より受けたる好意的援助等に鑑み、之れに應じて料金の引下げを行ひ、又當時一般電力業者にありては、從來の高率配當政策より内容充實方針に轉換し、配當率を引下ぐる傾向を生じたる情勢に順應し、一層社内保留金を増加し内容の堅實を圖る營業方針の下に、第八期より配當率を八分三厘とし、爾來解散直前に至る迄同率の配當を繼續したのであつた。今創立以來の業績を擧ぐれば左の如くである。

| 期別  | 期間            | 總收入金   | 總支出金  | 内銷却金   | 純益金    | 配當率 |
|-----|---------------|--------|-------|--------|--------|-----|
| 第一期 | 自昭和三年一月至同四年四月 | 八三、八六圓 | 五、九七圓 | 一〇、〇〇圓 | 三〇、〇八圓 | 一割  |
| 第二期 | 自昭和四年五月至同四年十月 | 二六、五二圓 | 九、八四圓 | 一六、〇〇圓 | 三、六八圓  | 一割  |

| 期別  | 期間            | 總收入金    | 總支出金    | 内銷却金   | 純益金   | 配當率 |
|-----|---------------|---------|---------|--------|-------|-----|
| 第三期 | 自昭和四年一月至同五年四月 | 二六、二九圓  | 九、六八圓   | 一六、〇〇圓 | 三、六三圓 | 一割  |
| 第四期 | 自昭和五年五月至同五年十月 | 一三〇、四九圓 | 九七、九〇圓  | 一六、〇〇圓 | 三、五八圓 | 一割  |
| 第五期 | 自昭和六年一月至同六年四月 | 一三四、五九圓 | 一〇一、五二圓 | 二二、〇〇圓 | 三、〇六圓 | 一割  |
| 第六期 | 自昭和六年五月至同六年十月 | 一三六、一三圓 | 九三、〇八圓  | 一八、〇〇圓 | 四、〇五圓 | 一割  |
| 第七期 | 自昭和七年一月至同七年四月 | 一四三、二五圓 | 一〇一、七九圓 | 一六、〇〇圓 | 四、五八圓 | 一割  |
| 第八期 | 自昭和七年五月至同七年十月 | 一七六、四六圓 | 一四、一〇圓  | 二二、〇〇圓 | 四、三六圓 | 八分  |
| 第九期 | 自昭和八年一月至同八年四月 | 一七五、三七圓 | 一三、七七圓  | 二二、〇〇圓 | 四、〇八圓 | 八分  |
| 第十期 | 自昭和八年五月至同八年十月 | 一七五、三七圓 | 一三、二七圓  | 二二、〇〇圓 | 四、〇三圓 | 八分  |

|                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 第十八期              | 第十七期              | 第十六期              | 第十五期              | 第十四期              | 第十三期              | 第十二期              | 第十一期              |
| 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 |
| 二二、四三圓            | 二四、四九圓            | 二四、五三圓            | 二八、四三圓            | 二八、〇四圓            | 三〇、五五圓            | 一七、六〇圓            | 一八、六五圓            |
| 一七、一九〇圓           | 一六、五三圓            | 一七、二四〇圓           | 一六、〇九圓            | 一六、九四六圓           | 一五、四四二圓           | 一三、四八八圓           | 一三、三五圓            |
| 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 三〇、〇〇〇圓           | 三、〇〇〇圓            | 三、〇〇〇圓            |
| 五、三三圓             | 七、八五圓             | 五、三五圓             | 七、三三圓             | 七、〇九圓             | 七、一三圓             | 六、四二圓             | 五、四〇圓             |
| 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                |

|                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 第十九期              | 第二十期              | 第二十一期             | 第二十二期             | 第二十三期             | 第二十四期             | 第二十五期             | 第二十六期             |
| 自昭和二年四月<br>至同二年五月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 | 自昭和二年四月<br>至同二年四月 | 自昭和二年五月<br>至同二年五月 |
| 二五、一九圓            | 三三、〇五圓            | 三三、五三圓            | 三〇、八四二圓           | 二九、四八圓            | 三〇、四四圓            | 三〇、二三圓            | 二四、二四圓            |
| 一七、五五二圓           | 二〇、六二五圓           | 二〇、七八八圓           | 二〇、七九圓            | 一八、五〇〇圓           | 一九、九二圓            | 一九、四七圓            | 一八、七六圓            |
| 四、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            | 五、〇〇〇圓            |
| 六、六五圓             | 一〇、四二〇圓           | 一〇、七四六圓           | 一〇、二三圓            | 一三、四六圓            | 一〇、五三圓            | 一〇、六五圓            | 九、四八圓             |
| 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                | 八分                |

## 第六章 役員

### 一、役員（創立以來の役員）

| 役名      | 氏名    | 就任期間               | 摘要     |
|---------|-------|--------------------|--------|
| 取締役(社長) | 齋藤直武  | 自昭和三年一月一日起至七年五月二六日 |        |
| 同(専務)   | 同 人   | 自同 七年六月二二日         |        |
| 取締役     | 同 人   | 自同 八年六月二三日         | 辭任     |
| 同       | 藤波收   | 自同 六年六月二九日         | 同 右    |
| 同       | 横山多賀治 | 自同 三年一月一日          | 同 右    |
| 同       | 石川榮次郎 | 自同 六年一月一九日         | 清算人ニ就任 |
| 同       | 正野潔   | 自同 四年一月一九日         | 辭任     |
| 取締役兼支配人 | 五藤三郎  | 自同 四年一月一九日         | 辭任     |

| 役名      | 氏名    | 就任期間       | 摘要     |
|---------|-------|------------|--------|
| 取締役(常務) | 同 人   | 自同 六年九月三〇日 | 清算人ニ就任 |
| 取締役     | 山田清吉  | 自同 七年五月二七日 | 辭任     |
| 取締役     | 長谷川藤藏 | 自同 七年五月二七日 | 死亡     |
| 取締役(社長) | 増田次郎  | 自同 四年三月二七日 | 辭任     |
| 同       | 師尾誠治  | 自同 四年六月一〇日 | 同 右    |
| 同       | 宮崎彌作  | 自同 六年六月三〇日 | 同 右    |
| 同       | 原田駒之助 | 自同 六年九月三〇日 | 同 右    |
| 同       | 近藤賢二  | 自同 六年九月三〇日 | 同 右    |
| 取締役(社長) | 岸田幸雄  | 自同 六年九月三〇日 | 清算人ニ就任 |
| 取締役     | 關龍一   | 自同 六年九月三〇日 | 辭任     |
| 同       | 森壽五郎  | 自同 六年九月三〇日 | 同 右    |



|       |       |        |            |       |       |
|-------|-------|--------|------------|-------|-------|
| 書     | 囑     | 同      | 工          | 小     | 雇     |
| 記     | 託     |        | 手          | 使     |       |
| ◎梶田千秋 | ◎北平秀藏 | ◎佐藤利惣治 | ◎山本利信(應召中) | ◎赤堀正光 | ◎日尾品子 |
| 日發轉職  | 清算終了  | 同      | 日發轉職       | 同     | 同     |
| 雇     | 主事    | 書      | 同          | 囑     | 雇     |
| 補     | 記     | 託      |            |       |       |
| ◎溝口洋子 | 堀口篤   | 大崎義保   | 佐藤利明       | 田中鍵市  | 長瀬喜美子 |
| 同     | 停年    | 大同土地職  | 同          | 用濟    | 依願    |

(二四)

須原營業所

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 資    | 工    | 同      |
| 格    | 手    |        |
| 氏    | 小林堯  | 濟藤龜次郎  |
| 名    |      |        |
| 退職事由 | 死亡   | 轉中部合同職 |
| 資    | 同    |        |
| 格    |      |        |
| 氏    | 千村貞夫 |        |
| 名    |      |        |
| 退職事由 | 同    |        |

第一發電所

|      |       |
|------|-------|
| 資    | 主任技師補 |
| 格    |       |
| 氏    | 楯勤一   |
| 名    |       |
| 退職事由 | 日發轉職  |
| 資    | 技手補   |
| 格    |       |
| 氏    | 勝野武夫  |
| 名    |       |
| 退職事由 | 日發轉職  |

|        |        |       |         |       |       |       |         |
|--------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|
| 書      | 助      | 機     | 同       | 同     | 工     | 同     | 同       |
| 記      | 手      | 手     | 械       |       | 手     |       |         |
| ◎田中千之  | ◎大貫幹   | ◎鈴木春男 | ◎田中榮    | ◎柳橋正次 | ◎坂本重吉 | ◎齋木二郎 | ◎三瀬町久次郎 |
| 同      | 同      | 同     | 同       | 同     | 同     | 同     | 同       |
| 同      | 書      | 技     | 助       | 同     | 機     | 工     |         |
| 記      | 手      | 手     | 手       | 手     | 手     | 手     |         |
| ◎柳河瀬益治 | ◎鳴海瀧治郎 | ◎小澤義雄 | ◎寺社下精太郎 | ◎高田三郎 | ◎村上勝  | ◎柳橋次郎 |         |
| 同      | 轉中部合同職 | 依願    | 同       | 同     | 同     | 死亡    |         |

第二發電所

|      |        |        |        |
|------|--------|--------|--------|
| 資    | 助      | 機      | 同      |
| 格    | 手      | 手      |        |
| 氏    | ◎下野文一郎 | ◎高樋菊次郎 | ◎古田重郎  |
| 名    |        |        |        |
| 退職事由 | 日發轉職   | 同      | 同      |
| 資    | 同      | 工      | 機      |
| 格    |        | 手      | 手      |
| 氏    | ◎楯勇市   | ◎中谷新   | ◎上垣外精三 |
| 名    |        |        |        |
| 退職事由 | 同      | 同      | 死亡     |

(二五)



第三發電所

|    |       |      |     |       |      |
|----|-------|------|-----|-------|------|
| 資格 | 氏名    | 退職事由 | 資格  | 氏名    | 退職事由 |
| 助手 | 楯武二   | 日發轉職 | 機械手 | 木村直人  | 同    |
| 同  | 齋木松三  | 同    | 同   | 舟島多賀藏 | 同    |
| 同  | 久保榮三郎 | 同    | 同   | 富田實吉  | 同    |
| 同  | 坂本廣吉  | 同    | 囑託  | 木村駒次郎 | 同    |
| 助手 | 保谷猪三郎 | 同    |     |       |      |

第四發電所

|     |       |      |    |      |      |
|-----|-------|------|----|------|------|
| 資格  | 氏名    | 退職事由 | 資格 | 氏名   | 退職事由 |
| 技手補 | 西尾勝治  | 日發轉職 | 同工 | 中村秀雄 | 同    |
| 機械手 | 市川守一  | 同    | 手  | 古田彦三 | 同    |
| 同   | 本田信太郎 | 同    |    |      |      |

第五發電所

|      |       |      |    |       |      |
|------|-------|------|----|-------|------|
| 資格   | 氏名    | 退職事由 | 資格 | 氏名    | 退職事由 |
| 主任技手 | 坂倉與太郎 | 日發轉職 | 同工 | 田中慶治  | 同    |
| 助手   | 堀清示   | 同    | 手  | 吉村元市  | 同    |
| 機械手  | 細川金三郎 | 同    | 手  | 田尻晴源  | 同    |
| 同    | 宮下重六  | 同    | 技手 | 五藤小次郎 | 同    |

變電所

|     |     |      |
|-----|-----|------|
| 資格  | 氏名  | 退職事由 |
| 技手補 | 松井茂 | 日發轉職 |

出張張

|      |       |      |     |      |      |
|------|-------|------|-----|------|------|
| 資格   | 氏名    | 退職事由 | 資格  | 氏名   | 退職事由 |
| 所長技師 | 駒村正太郎 | 日發轉職 | 書記  | 吉村源次 | 同    |
| 技手   | 新井文藏  | 日用濟  | 技手補 | 楯喜重  | 同    |
| 同    | 小林仁平  | 日發轉職 | 同   | 小倉正司 | 同    |



長課務總  
茂川宮事主



長課術技者術技任主  
助之安名桑師技



長所務事設建  
郎太正村駒師技



任主所電發三第  
一勤楯補師技



任主係度調  
穂瑞本橋事主

(一九)

| 職名   | 資格   | 氏名   | 退職事由 | 資格 | 氏名   | 退職事由 |
|------|------|------|------|----|------|------|
| 囑託技手 | 囑託技手 | 堀田龍男 | 用濟   | 履  | 森俊治  | 依願   |
| 技手   | 技手   | 武田恭一 | 依願   | 備  | 原龍太郎 | 用濟   |
| 技手   | 技手   | 原田英生 | 用濟   | 囑託 | 下枝國一 | 同    |
| 工手   | 工手   | 牧野要一 | 同    |    |      |      |

○ ○ 出張所

| 職名 | 資格 | 氏名   | 退職事由 |
|----|----|------|------|
| 助手 | 助手 | 楯又八  | 同    |
| 同  | 同  | 木村政雄 | 同    |
| 工手 | 工手 | 幡野大造 | 用濟   |
|    |    | 小原貞  | 同    |
|    |    | 川崎芳夫 | 同    |

(二〇)



第五發電所主任  
技手 倉坂與太郎



主任補 堀口篤



書記 故 鳴海瀧治郎



技手 小林仁平



書記 關谷武男

(111)

(110)



秋千田 梶 記書



之千中田 記書



次源村 吉 記書



保義崎 大 記書



明利藤 佐 記書



治益瀬河柳 補手技



雄義澤小手技



重喜楯 補手技



司正倉小 補手技



治勝尾西 補手技

(1114)

(1115)



夫武野勝 補手技



茂井松 補手技



市鍵中田 託囑



男龍田堀 託囑



藏秀平北 託囑



治惣利藤佐 託囑

(七七)

(七七)

### 第三編 國策に順應

#### 第一章 電力設備の出資

##### 一、電力國家管理の實現

當會社電力設備の出資は、電力管理の國策に順應するものであつて、當會社の解散との關係上、電力設備の出資命令に接する迄の經緯を略述して置くことにする。

電力國家管理の現れは、昭和三年三月政府が遞信省内に臨時電氣事業調査部を設け、續いて同四年一月臨時電氣事業調査會を設置し、官民協力して此の大問題を討究したことに始まり、又民間電氣事業者に於ても、我國電力事業の大半を背負つて起つ東電、東邦、大同、日電、宇治電の所謂五大電力會社が協議會を開ひて、互に協力互讓の精神を以て、競争による二重設備の弊を避くるなご、極力政府官界の意向に則はんご努めたが、其の趨向は自主的統制の領域内

に於て、時勢に順應せんごするものであつた。即ち事業者相互の協調及び電気事業法の改正、料金認可制等の監督強化の下に、企業形態を民有民営の儘經營せんごするものであつたが、俄然昭和十一年の所謂二、二六事件を契機として革新政策の高調せらるゝに及び、茲に國策の一大轉換を來すに至つたが、尙永年培はれたる自由經濟主義は、潜在的勢力を保持し來つたので、電力問題に於ても、革新政策に合致する域には容易に達しなかつた。

爾來電力統制問題は歩、一步國家管理の方向に、強化せらるる雰圍氣を醸成し來つた。昭和十年岡田内閣成立するや、國策大綱の審議機關として設置せられたる、内閣審議會の委員頼母木桂吉氏は、其の持論とする電力國營の必要を審議會に於て力説する所あり、之に對し内閣調査局に於ては一個の理念を纏め、即ち民有設備を民有の儘とし、之が運営を國家が行ふと言ふ所謂「民有國營案」を立案するに至つた。斯くて此の電力國家管理案は、内面的に可なり進捗したが、二、二六事件突發後の、多端なる時局收拾の大任を擔つた廣田内閣が

庶政一新を標榜して昭和十一年三月成立するや、時恰も資本主義是正の要頻りに叫ばれ、滿洲事變に引續く東亞の情勢に即應する準戰時体制の確立が、汎く各方面に要望せられた時であつたから、茲に電力國家管理案は庶政一新の重要項目として採り上げられ、頼母木遞相主唱の下に、其の實現に向つて急速なる進展を遂げるに至つたのである。

**電力管理法、日本發送電株式會社法の成立** 斯くて「設備は民有、運営は國家」といふ民有國營の趣旨より成る「電力國家管理要綱」は國策會議に於て採用せられ、「電力管理法」と云ふ法案名稱の下に遞信當局から發表せられ、其他之に附隨する法案と共に、昭和十二年一月二十一日の休會明け議會に提出せられたが、審議を見るに至らずして廣田内閣は總辭職をなし、提案のまゝ、空しく日を遷するの餘儀なきに立到つた。

斯くて政局は三轉昭和十二年六月四日、歴史的な近衛内閣の成立を見た。次いで翌七月七日廬溝橋畔の銃聲は遂に支那事變に進展し、滿洲事變以來準戰時



体制下に在つた經濟界は、茲に純然たる戰時体制に歸一せざるべからざることとなつた。

於是、時の遞相永井柳太郎氏は、就任早々電力案の通常議會提出の決意を表明し、官民協力の趣旨により組織せられたる、臨時電力調査會の賛意を経て、遞信省案を基調とする「電力管理法案」「日本發送電會社法案」「電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案」及び「電氣事業中改正法律案」の四法律案が作成せられ、閣議を経て愈昭和十三年一月二十五日、第七十三議會の衆議院に一括上程せられた。斯くて前記四法律案は、特別委員會に附託せられ、爾後數十回に亘る審議の結果、原案修正不可避となり、委員會は修正案を作成して之を可決、衆議院の本會議を通過して貴族院へ回付された。

貴族院では本會議に於て再修正案を決議し、再び衆議院に回付、其の間兩院協議會を開いて極力妥結に努めたる結果、遂に成案に達し直ちに之を衆議院に順次上程夫々可決を見、茲に電力國家管理案は歴史的成立を告げたのであつた。

### 電力管理法外三法律案の公布

前述の如く、第七十三議會に於て成立を見た電力管理法案外關係三法律案は、御裁可を経て昭和十三年四月五日公布せられた。而して之が實施準備のため、電力管理準備局が開設せられ、同年九月日本發送電株式會社設立委員が任命せられ、次いで日本發送電株式會社設立事務所が開設せられ、創立に關する各般の整備を急ぎ、豫定の如く昭和十四年四月一日創立總會を開き成立、茲に我國電力統制の具体的實施を見るに至つた。

昭和十三年四月五日公布せられたる「電力管理法」「日本發送電株式會社法」は左の通りである。

#### 電力管理法 (昭和十三年四月五日法律第七十六號公布)

第一條 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲メ政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需要ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社法ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル重要事項ヲ決定ス前項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電方法ニ關シ管理上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得前項ノ命令ニヨリ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第五條 發電及送電ノ豫定計畫電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク電力審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人使用人其ノ他從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ定ム

（第一條、第二條昭和十三年八月十日施行、第五條昭和十三年五月二十五日施行、第三條、第四條、第六條、第七條、昭和十四年三月十八日施行）

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得日本發送電株式會社ガ第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ其ノ發電又ハ送電ニ關スル電力需給ノ契約ニシテ第二條ノ規定施行ノ際現ニ存スルモノハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

一、電力設備の出資命令に接す

日本發送電株式會社ガ設立せらるゝに當リ、同會社ガ發電及送電を行ふにつきて、之に使用せらるゝ電力設備中、其の一部ガ昭和十三年八月一日附公告を以て同會社に出資することを命ぜられた。此の時の出資範圍は、民間電氣事業者ノ主要送電設備、變電設備及び火力發電設備であつたので、當會社は右出資會社中には含まれず、従つて何等の設備をも出資しなかつた。日本發送電會社は右の諸設備を接收して愈全國の發電、送電を統轄して運営を行ふことになつた。然るに實際に行つて見るに、自社ガ所有して居る諸設備の運営に關する指令は、自由圓滑に行はれるが、運営目的の最大機關である水力發電設備の大部

分は、從來通り各社個々の所有に屬し、其の運轉も亦自から行ふのでないから發電に關する指令等も充分に徹底せられぬ場合があり、發電、送電が圓滑に行はれぬ場合がある等の不都合が生ずるので、其の後約二ヶ年の実績に鑑み、政府は斷然水力發電設備をも、日本發送電會社へ出資せしむることを決意するに至つたのである。

於是、水力發電設備を主体とし之に關聯する送電、變電設備の第一次出資命令が發せられ、同時に日本發送電株式會社法第五條の規定に依り、出資物件の名稱が公告せられた。其の中には當會社の電氣設備も含まれ、出資すべき設備につき、昭和十六年五月二十七日、遞信當局より左の如き通牒を受取つた。

調管第三號

木曾發電株式會社

日本發送電株式會社ニ對スル電力設備出資ニ關スル件

日本發送電會社法第四條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社第二回増資ノ際同會社ニ對シ出資ス

ベキ電力設備(附屬設備ヲ含ム)左記ノ通決定相成候

記

一、水力發電設備

| 發電所名稱 | 所  | 在 | 施設者      |
|-------|----|---|----------|
| 第三發電所 | 長野 | 縣 | 木曾發電株式會社 |
| 第二發電所 | 同  |   | 同        |
| 第一發電所 | 同  |   | 同        |
| 第四發電所 | 同  |   | 同        |
| 第五發電所 | 同  |   | 同        |

二、送電設備

| 線路名稱   | 區         | 間     | 施設者      |
|--------|-----------|-------|----------|
| 第三發電所線 | 自木曾發電株式會社 | 第三發電所 | 木曾發電株式會社 |
| 第二發電所線 | 自木曾發電株式會社 | 第二發電所 | 同        |

備考〇〇分岐線ヲ含ム

|        |                          |       |   |
|--------|--------------------------|-------|---|
| 第四發電所線 | 自本會發電株式會社第四發電所<br>至同社    | 〇〇變電所 | 同 |
| 第五發電所線 | 自本會發電株式會社第五發電所<br>至〇〇變電所 | 〇〇變電所 | 同 |

三、變電設稱

| 變電所名稱 | 所在地 | 施設者      |
|-------|-----|----------|
| 〇〇變電所 | 長野縣 | 本會發電株式會社 |

右依命及通知候

昭和十六年五月二十七日

電氣廳長官 印

電力設備の第一次出資は、我邦電氣事業投下資本中の最大設備部門に屬し、出資者も大電力會社を網羅する二十七事業者に及び、其の出資設備は百五十七發電所、七十六箇送電線の多數にのぼり、此の評價額は拾億圓餘の巨額であつた、之が評價につきては、正確、妥當且つ適切なる價格の算定をなす爲め、各

設備につき建設以來の記録、書類、圖面、現況等につき精細なる調査檢閲を要するので、電氣廳のみの調査官にては、所定の期日迄に完遂を期する能はざるため、日本發送電株式會社の社員を、電氣廳臨時調査員に囑託して、之に協力せしむることにした。他方日本發送電株式會社に於ては、出資設備並に之に關する諸記録、社員従業員の引繼ぎ、評價價格に對する株式の割當交付其他承繼事務處理の爲め、特に臨時調査部を設け、之に當ることにした。斯くて當會社は定められたる様式に従ひ、出資設備に關する詳細なる調査並に説明書を提出し、電氣廳に於ては此れ等提出書類に基き、實地調査のため、既述電氣廳官吏並に日本發送電會社社員を以て組織せる事務班、電氣班、土木班の三調査班を當社へ派遣せられ、昭和十六年七月一日より旬日餘に亘り、本社及び各設備所在の現場につき、詳細嚴密なる調査を受けたのであつた。上述の如く電氣廳の現場調査も了り、今は價格の決定を待つのみとなつたが、昭和十六年九月五日出資設備に對する評價價格につき左の如く通知を受けた。

電氣廳長官事務取扱  
遞信次官 山田龍雄

本會發電株式會社社長 岸田幸雄 殿

日本發送電株式會社法第九條ノ規定ニ依ル出資設備ノ價格決定ニ關スル件

日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ對シ貴社ヨリ出資スベキ電力設備及其ノ附屬設備ノ價格ハ左記ノ通り遞信大臣ニ於テ決定相成候條依命及通知候

記

出資設備ノ價格 金四百五拾貳萬參千五百五圓也

註、出資設備ニ對スル總額ハ第一回決定通知ヲ受ケタル後増加資産追加トシテ第二回ノ決定通知額四千六百參拾壹圓五拾錢ヲ加ヘタル四百五拾貳萬八千壹百參拾六圓五拾錢デアル

## 第二章 解

散

前章に記述の如く、昭和十六年五月二十七日、當會社は其の電力設備を、日本發送電株式會社へ出資することを命ぜられたのであるが、之は當會社營業設備の全部であつた。従つて出資後は營業を繼續することが不可能となり、自然會社は解散するの外なく、斯く成行くことは豫期して居たことであるが、當會社としては重大事件であるので、早速出資の時期を照會したる處、同年十月一日の豫定なる旨であつた。

於是、取敢へず全株主に對し、左の如く經過報告書を送達した。

拜啓初夏之候益御清穆之段奉賀候

陳者豫而新聞紙其他ニテ御承知ノコト、存候へ共今般政府ニ於カセラレテハ高度國防國家建設ニ必要ナル生産力擴充確立ノ目的ヲ以テ電力國家管理ノ強化ヲ圖リ配電統合ト相俟テ電力新體制ヲ具現スル爲ニ日本發送電株式會社法第四條ニヨリ各會社所有ノ水力發電設備ヲ日本發送電株式會社へ出資セシメラル、コトニ相成候就テハ當會社モ右出資會社中ニ含まレ左記各設備ヲ

出資スベキ旨去ル五月二十七日附官報ヲ以テ告示セラル、ト同時ニ電氣廳長官ヨリモ其旨通知ヲ相受ケ續テ之ガ買收價格ノ査定資料トシテ詳細ナル明細表並説明書ノ提出方下命有之數日前提出目下當局ニ於テ内容調査中ニ御座候

今回出資ヲ命ビラレタル設備ハ當會社ニ於ケル營業ノ全部ニ屬シ候間出資後ハ營業繼續不可能ト相成自然當會社ハ解散スルコトニナリ清算ノ上殘餘財産ノ分配ヲ致スコト、可相成候間豫メ御了承被成下度右不取敢出資ニ關スル經過ニツキ御報告旁得貴意候

追而出資ノ時期ニ就テハ目下ノ處本年十月ノ豫想ニ有之候

敬具

昭和十六年七月四日

本會發電株式會社

取締役社長 岸 田 幸 雄

株 主 宛

**最後の臨時株主總會** 既述の如く、出資設備に對する評價價格も決定せられ日本發送電株式會社に於ても、十月一日に出資設備を承繼して、同時に増資をなすことを決定し、其の準備に着手したので、當會社に於ても之に對應して同

年九月二十七日、本社に於て最後の臨時株主總會を開催

第壹號議案 定款變更ノ件

定款ニ當會社解散ノ事由トシテ左ノ附則貳條ヲ加フ

附 則

第參拾壹條 當會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ノ全部ヲ日本發送電株式會社法ノ規定ニ依リ日本

發送電株式會社ニ出資スルト同時ニ解散スルモノトス

第參拾貳條 當會社ノ清算人ハ其互選ヲ以テ會社ヲ代表スベキ清算人ヲ定ムルコトヲ得

第貳號議案 役員及功勞者ニ對スル解散慰勞金ノ贈與並ニ従業員ニ對スル解散手當金ノ支給ニ關ス

ル件

の各議案を附議、岸田社長(議長)より其の提案内容につき詳細なる説明あり、二案共滿場一致を以て異議なく原案の通り承認可決された。續いて日本發送電株式會社に於いても、當會社其の他より承繼すべき出資設備に對する、増資臨時株主總會を同年十月一日開催、原案が可決せられた。於茲、當會社は定款の定むる處に依り同日を以て解散をなし、意義深き十有三年の歴史を閉ぢ、清算

過程に移るこゝになつたので、全株主へ其の旨を通知したのであつた。

解 散 御 通 知

拜啓益々御清程奉賀候

陳者當會社ハ昭和十六年十月一日ヲ以テ全電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本發送電株式會社へ出資仕リ候ニ付定款第三十一條ニ依リ同日解散致候間此段商法第四百七條ノ規定ニヨリ御通知申上候

敬 具

昭和十六年十月一日

名古屋市東區東片端町三丁目十三番地ノ二

木曾發電株式會社

取締役社長 岸 田 幸 雄

因に、解散當時當社の役員は左の通りであつたが、内清算の爲めに残るべき取締役三名監査役一名を除き、他は解散に先立ち九月三十日を以て辭任の手續を採つた。

|         |         |       |           |
|---------|---------|-------|-----------|
| 代表取締役社長 | 岸 田 幸 雄 | 常務取締役 | 五 藤 三 郎   |
| 取締役     | 齋 藤 直 武 | 取締役   | 石 川 榮 次 郎 |

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 取締役   | 宮 崎 彌 作   | 取締役   | 原 田 駒 之 助 |
| 取締役   | 近 藤 賢 二   | 取締役   | 關 龍 一     |
| 取締役   | 森 壽 五 郎   | 監 査 役 | 平 野 美 太 郎 |
| 監 査 役 | 野 口 寅 之 助 | 監 査 役 | 白 石 勝 彦   |

又従業員中數名は、解散前日本發送電株式會社へ入社したが、解散後清算事務に従事する數名を除き、他は全部解散當日日本發送電會社へ入社せしめたのであつた。

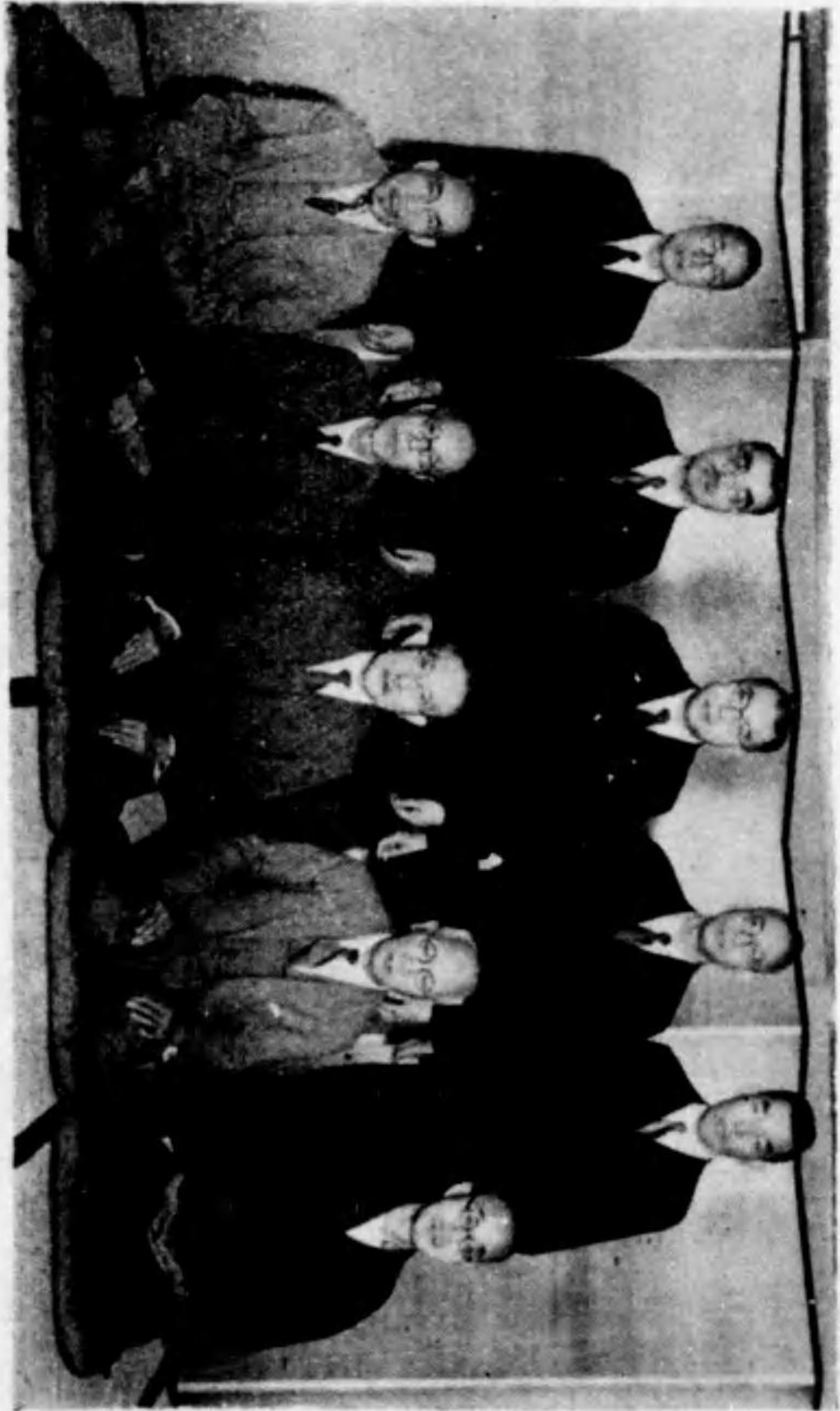


一ノ其 影撮念記散解ノ員職  
(月九年六十和昭)



二ノ其 上 同  
(月九年六十和昭)

(一四六)



(一四六)

影撮念記散解ノ員役

氏郎大美野平・氏作彌崎宮・氏二實藤近・氏助之駒田原・氏武直藤齊故リヨ左列前  
氏郎五藤 森・氏一龍 關・氏雄幸田岸・氏郎次榮川石・氏郎三藤五リヨ左列後



### 第三章 清算事務開始

當會社は昭和十六年十月一日を以て解散し、即時清算に入つたのであるが、清算の爲めに残りたる取締役三名は商法の規定に依り解散と同時に清算人に就任、他の残留監査役一名と共に、解散後の當社役員は左の四名であつたが、清算人會で選舉の結果岸田幸雄氏が代表清算人となつた。

代表清算人 岸田幸雄 清算人 五藤三郎  
清算人 石川榮次郎 監査役 平野美太郎

清算に入ると共に、清算事務所を本社（名古屋市東區東片端町三丁目十三番地ノ二）に置き、左の職員を以て處理したのであつた。

主事 宮川茂 主事 橋本瑞穂  
囑託 北平秀藏 囑託 佐藤利惣治  
書記 關谷武男

右の内、主事宮川茂は昭和十七年五月一日より、主事橋本瑞穂は同年三月一日

清算中途にして日本發送電會社へ轉職し、又書記關谷武男は昭和〇〇年〇月應召に依り入隊し、最後の殘務は囑託宮川茂、同北平秀藏、同佐藤利惣治が従事した。

斯くて昭和十六年十月二十七日、解散直後の臨時株主總會を開き左記事項を附議、原案承認可決された。

- 第一號議案 昭和十六年十月一日現在財産目錄及貸借對照表ノ承認ヲ求ムル件  
右原案ノ通り承認可決ス
- 第二號議案 清算人及監査役ノ報酬決定ノ件  
清算人及監査役ノ報酬ハ半期金七千圓以内ト決ス  
(第一號議案ニ對スル計算書)

#### 財産目錄 昭和拾六年拾日解散ノ時現在

| 科目     | 摘要 | 金額           |
|--------|----|--------------|
| 未拂込資本金 |    | 八〇〇,〇〇〇<br>圓 |
| 未拂込株金  |    |              |

| 借方       | 金額                     | 貸方 | 金額           |
|----------|------------------------|----|--------------|
| 有價證券     | 日本發送電株式會社及中部合同電氣株式會社株式 |    | 二、六四七、四九二九〇  |
| 營業設備     | 本社備品                   |    | 四、四三九七五      |
| 建設工事假勘定  | 未開發水利地点開發ニ關スル諸費用       |    | 五、四三、五七六     |
| 退職給與見返預金 | 職員退職給與金ニ對スル引當金         |    | 二、四、六五七三三    |
| 貯藏品      | 發電所用貯藏品其他              |    | 一、三、〇八三、五九   |
| 諸未收入金    | 電力料金未收分其他              |    | 五、七、五九〇八     |
| 預金       | 銀行預金                   |    | 六、〇、九八五六     |
| 現金       | 手許有高                   |    | 六、五九、三四      |
| 前拂金      | 火災保險料其他未經過分            |    | 一、八、七三二      |
| 假受有價證券   | 河水使用出願保證金用國債借入分        |    | 四、一、〇〇〇〇〇    |
| 合計       |                        | 合計 | 三、六六二、一〇二、六一 |

(一五〇)

貸借對照表 昭和拾六年拾月壹日解散ノ時現在

| 借方       | 金額           | 貸方      | 金額         |
|----------|--------------|---------|------------|
| 未拂込資本金   | 八〇〇、〇〇〇〇     | 資本金     | 三、一〇〇、〇〇〇〇 |
| 有價證券     | 二、六四七、四九二九〇  | 法定準備金   | 一〇五、三〇〇〇   |
| 營業設備     | 四、四三九七五      | 退職給與引當金 | 二、四、六五七三三  |
| 建設工事假勘定  | 五、四三、五七六     | 災害準備引當金 | 三、一、〇〇〇〇   |
| 退職給與見返預金 | 二、四、六五七三三    | 未拂利息    | 一、八、三六〇八七  |
| 貯藏品      | 一、三、〇八三、五九   | 諸未拂金    | 一、四、八〇六五三  |
| 諸未收入金    | 五、七、五九〇八     | 短期借入金   | 四、〇、〇〇〇〇   |
| 預金       | 六、〇、九八五六     | 預リ金     | 二、四、七、九二五  |
| 現金       | 六、五九、三四      | 假受金     | 六、四八、八三七   |
| 前拂金      | 一、八、七三二      | 前受金     | 二、五、一七〇    |
| 假受有價證券   | 四、一、〇〇〇〇〇    | 借入有價證券  | 四、一、〇〇〇〇〇  |
| 合計       | 三、六六二、一〇二、六一 | 前期繰越利益  | 一、五、六、八六七  |

(一五一)

是より先、清算事務開始と共に解散の登記、債權申出に關する公告並に債權者に對する催告等、夫々商法其他法令、法規に基き必要なる措置を採り又債權債務の整理に着手したのであつた。

日本發送電株式會社へ出資したる諸設備の對價は、全額に對し日本發送電會社の額面五十圓全額拂込濟株式（一株に満たざる金額のみ現金交付）を以て、交付せらるゝ筈であつたが、當會社は解散當時、三菱信託株式會社に對し金壹百拾貳萬五千圓也の長期借入金があつたので、差し當つて該金額に相當する日本發送電會社株式を、額面金額を以て同社に買入れて貰ふ形式を採り、右借入金を出資當日同社に繼承、其の殘額に對し株式の交付を受くることにした。當會社の營業範圍は既述の如く、比較的簡單であつたため、平素取引先等も少數であつた。自然債權、債務の回收、辨濟等も短期間に順調に行はれた。又當會社の投資の大部分は前記出資財産に屬し、殘餘の任意處分を要する財産は比較的少額、且つ其の多くは日本發送電會社に於て必要なるものであつた。即ち未

開發水利地点の測量、設計等に要したる諸費用（建設工事假勘定）、貯藏品、營業用什器、器具、有價證券等であつたが、右の内建設工事勘定につきましては、水利地点に對する調査資料を提供することに依り補償金を受け、其他につきましては夫々適當なる價格を以て、日本發送電會社に買收を受くることにした。

上述の如く財産の大部分の對價が、日本發送電會社の株券で交付を受けたので、清算中に要する諸經費、税金其他を支辨する爲めには、手元現金が不足することゝなつた。之に對しては交付せられたる株式の一部を前例に依り、日本發送電會社に買入方を依頼し之に充つることにしたが、株主に對する殘餘財産の分配は、成るべく日本發送電會社の株式を交付することにした。其他役員慰勞金等につきても、政府の時局財政政策に順應し、現金の市場撒布を避くる意味に於て、大部分は日本發送電會社の株式、又は國債を以て分配することにした。

### 殘餘財産の分配

是より先、商法の規定に基き公告其他の方法に依る、債權

者に對する債權申出の催告期限は十二月二十五日であつたが、同日迄に債權の回収も殆んど了し、辨濟すべき債務の支拂準備も整つたので、翌二十六日より諸債務の辨濟をなすことにした。斯くて清算事務も順調に進捗し、殘餘財産として株主に分配し得る額につきても、略見透しがつくに至つたので、第一回殘餘財産分配として、先以て右日本發送電會社の株式を交付することにした。右に依り昭和十七年二月二十八日開催の臨時株主總會に左の議案を附議し、下記の通り決議された。

議案 當會社清算ニ依ル殘餘財産ノ分配ニツキ日本發送電株式會社株式分配ノ處理ニ關スル件

右ハ左ノ通り議決ス

- 一、當會社ノ株主ニ對シ第一回殘餘財産分配トシテ當會社所有ノ日本發送電株式會社株式（壹株ニ付額面金五拾圓全額拂込済）ヲ當會社株式（壹株ニ付額面金五拾圓内金參拾七圓五拾錢拂込済）拾株ニ付九株半ノ比率ニ依リ交付スルコト
- 二、前號交付割合計算ハ昭和拾七年貳月拾八日現在ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ結果生スル分配ニ適セサル端數株式歩合（壹株未滿ノ端數）ニ付テハ其ノ合算額ニ相當スル日本發送電株式會社

株式ヲ日本發送電株式會社ニ對シ額面金額ヲ以テ買入レヲ依頼シ其ノ取得金ノ歩合金

ヲ第一回殘餘財産分配ト同時ニ當該株主ニ支拂フコト

- 三、前各號ニ依ル交付ノ時期其ノ他處理方法ハ一切之ヲ清算人ニ一任スルコト

御參考

目下清算ノ必要上昭和拾七年貳月拾五日以降次ノ定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止致居リ候

於是、昭和十七年二月二十八日現在の株主に對し、各其の持株に應じ、三月十八日より清算事務所に於て、當會社株券引換へに株主へ交付することにした。因に交付したる株式は當會社名義であつたので、株式分配に當り各株主へ通知の際、名義書換に必要な書類を同封送達した。次いで、第二回殘餘財産分配として、昭和十六年五月一日より、同年九月三十日に至る五ヶ月間に於ける年八分配當に相當する金額を、各株主へ交付することにしたのであるが、殘餘財産に相當餘裕を生じたので、之を普通分配金とし外に特別分配金を追加することゝして、既記第一回殘餘財産分配の内端株に對する歩合金と共に、昭和十